

2章 本市の現状と課題

2.1 本市の現状

1. 人口・世帯数

1) 人口推移

本市の人口は昭和50（1975）年の185,503人をピークに減少傾向にあり、令和2（2020）年の人口は131,170人と、昭和50（1975）年の人口に対して約30%減少しています。また、世帯数はほぼ横ばいで推移しており、世帯の少人数化が進んでいます。

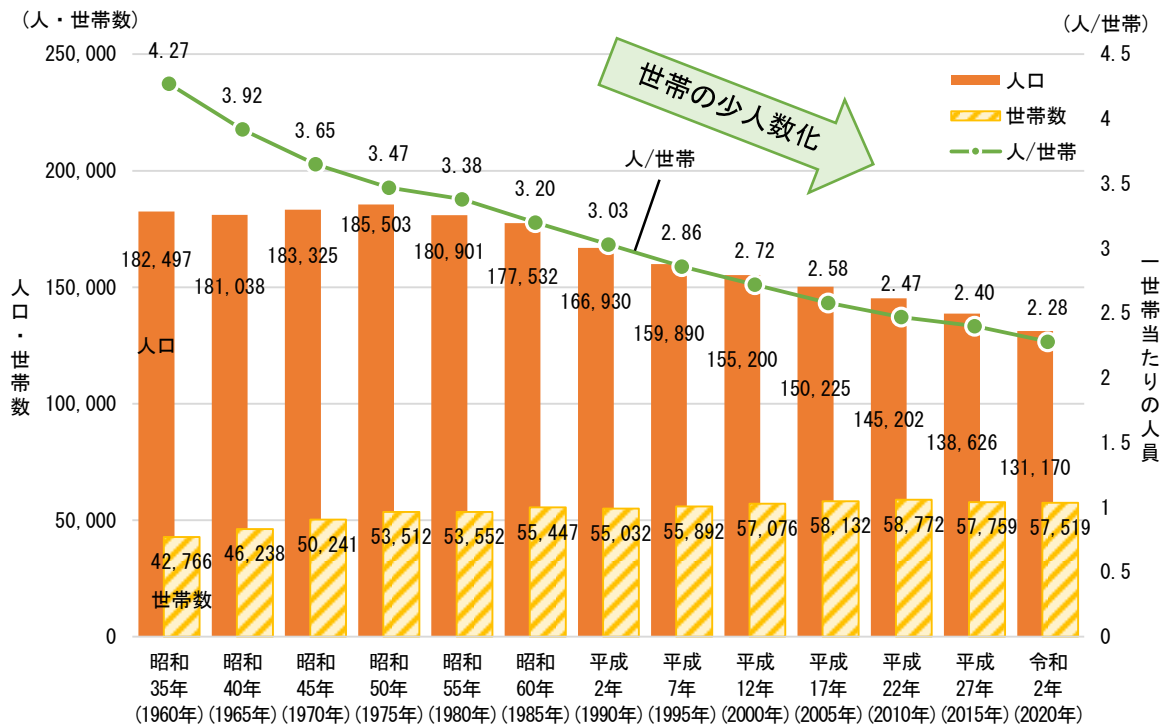


図 人口・世帯数・世帯数当たり人員の推移

資料：国勢調査

2) 人口構造

令和2（2020）年において、老年人口（65歳以上）は約36.5%、年少人口（15歳未満）は約10.9%となっています。老年人口の割合は、全国や広島県より上回っています。また、平成2（1990）年から令和2（2020）年にかけて、老年人口の割合は約18.6%増加しています。

老年人口の増加だけでなく、年少人口の減少も続いており、少子高齢化が進んでいます。

表 老年人口割合の推移

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
全国	12.1%	14.6%	17.4%	20.2%	23.0%	26.6%	28.6%
広島県	13.4%	15.9%	18.5%	21.0%	23.9%	27.4%	29.4%
尾道市	17.9%	21.5%	24.9%	27.5%	30.4%	34.2%	36.5%

資料：国勢調査

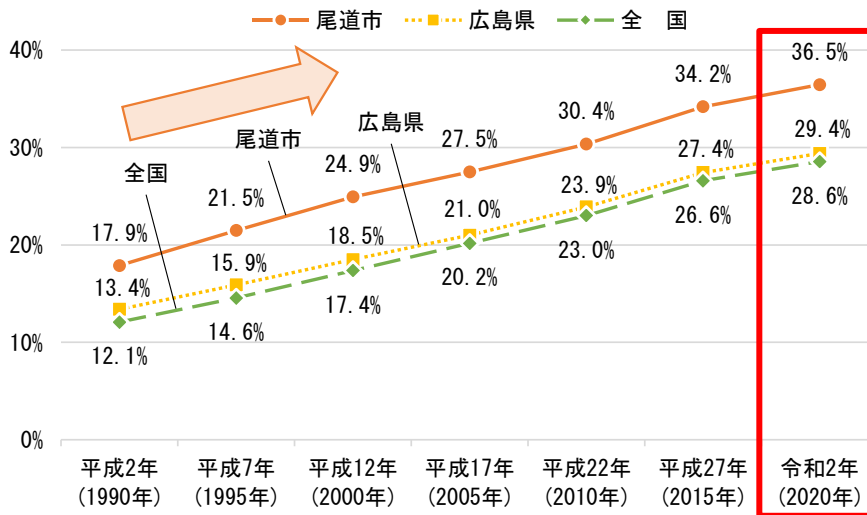


図 老年人口割合の推移

資料：国勢調査

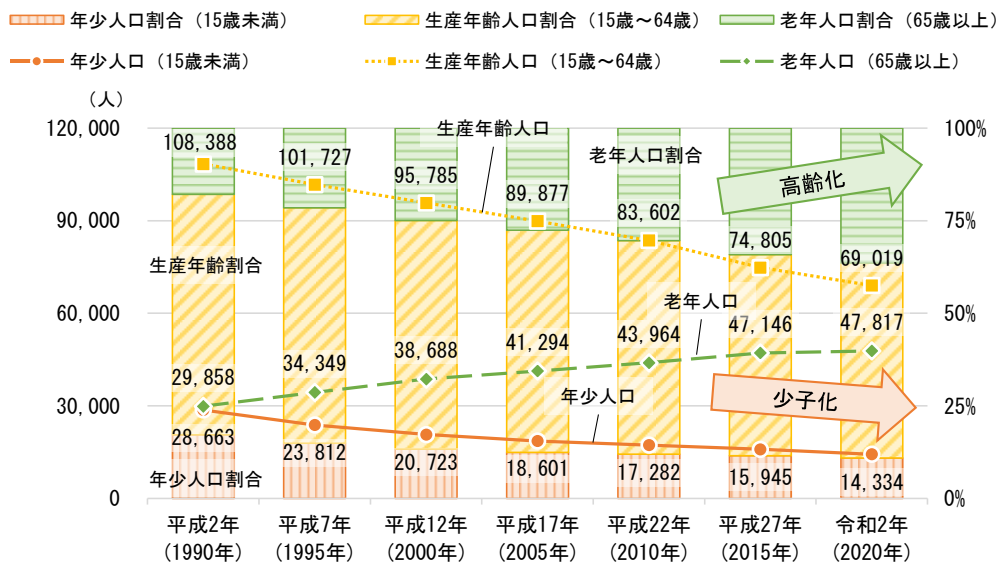


図 年齢3区分人口の推移

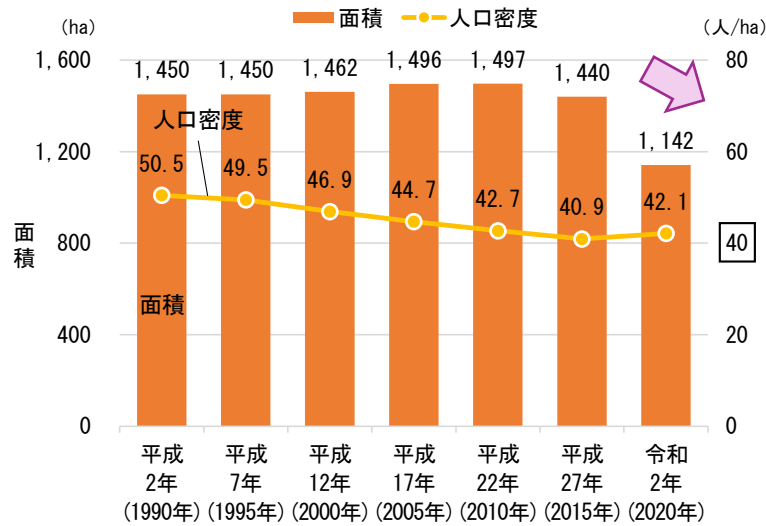
資料：国勢調査

3) 人口集中地区

人口集中地区（DID 地区）の面積は、平成27（2015）年まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和2（2020）年には、人口が減少したことに伴い面積は縮小しました。

人口集中地区の人口密度は、減少傾向となっていました。面積の縮小に伴い増加しました。

人口集中地区は、新尾道駅北部や因島地域南部で縮小する一方、新尾道駅と尾道駅間の平原団地で拡大しています。

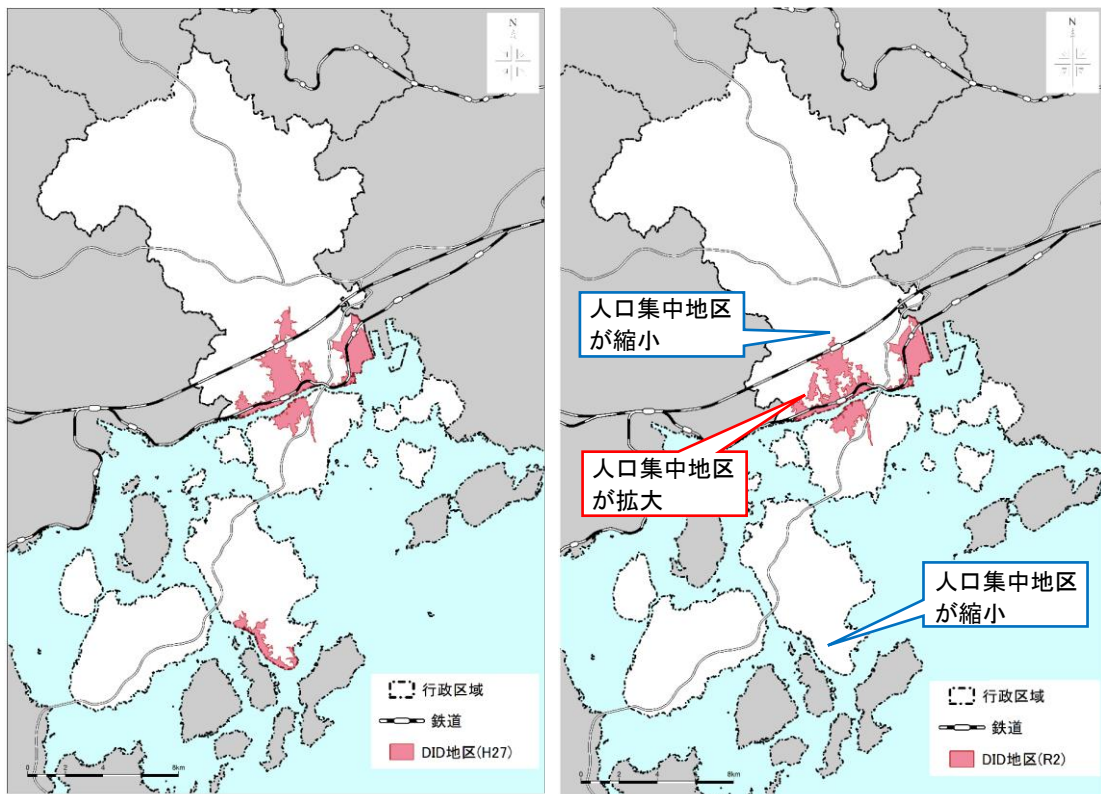


人口集中地区とは

DID 地区とも呼ばれ、1ha 当たり40人以上の人口の地区が互いに隣接した合計5,000人以上となる地区です。

図 人口集中地区の面積及び人口密度の推移

資料：国勢調査



平成27（2015）年

令和2（2020）年

図 人口集中地区の変遷

資料：国勢調査

4) 地域別人口動態

地域別人口は、すべての地域で減少傾向となっており、尾道地域を除いて、平成2（1990）年から30年間で20%以上減少しています。減少率が最も高いのは、因島地域となっています。

表 地域別人口割合の推移

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
尾道地域	100%	96%	95%	94%	92%	90%	86%
御調地域	100%	98%	97%	93%	90%	83%	76%
向島地域	100%	98%	93%	88%	83%	79%	74%
因島地域	100%	93%	86%	82%	78%	72%	67%
生口島地域	100%	94%	90%	85%	82%	75%	71%

※平成2（1990）年の人口を100%としたときの割合
資料：国勢調査をもとに算出

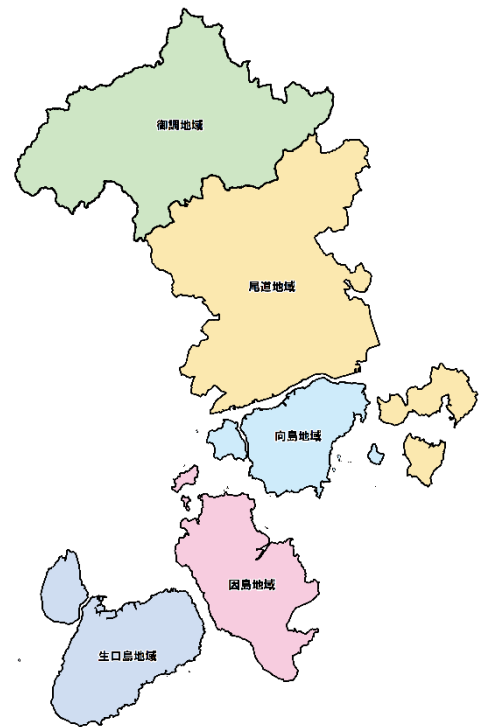
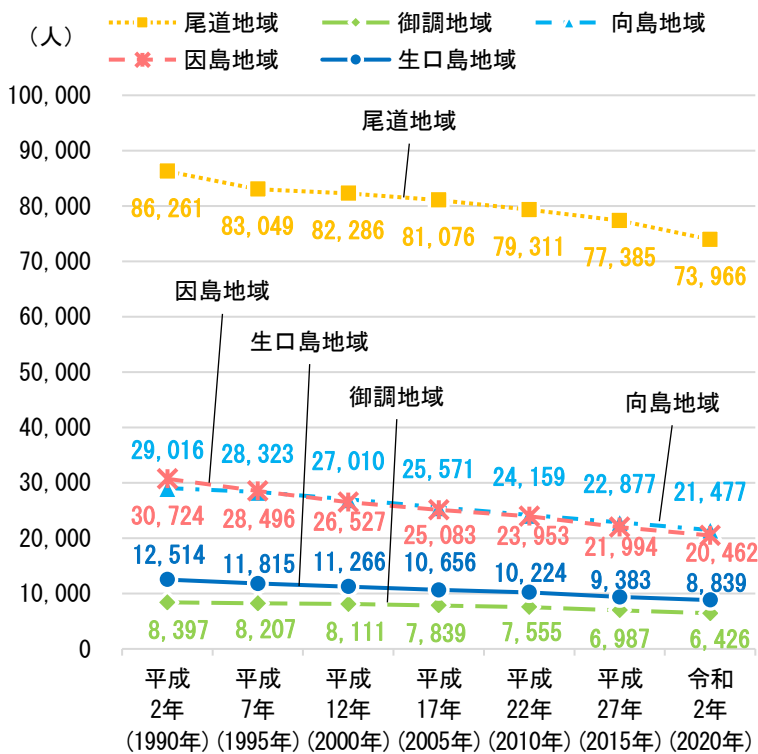


図 地域別人口の推移

資料：国勢調査

5) 社会増減者数

転入者数は増減を繰り返しつつ、概ね4,000人前後で推移していますが、転出者数が4,500人前後となっており、平成25（2013）年以降、平成27（2015）年を除いて社会減*が続いています。

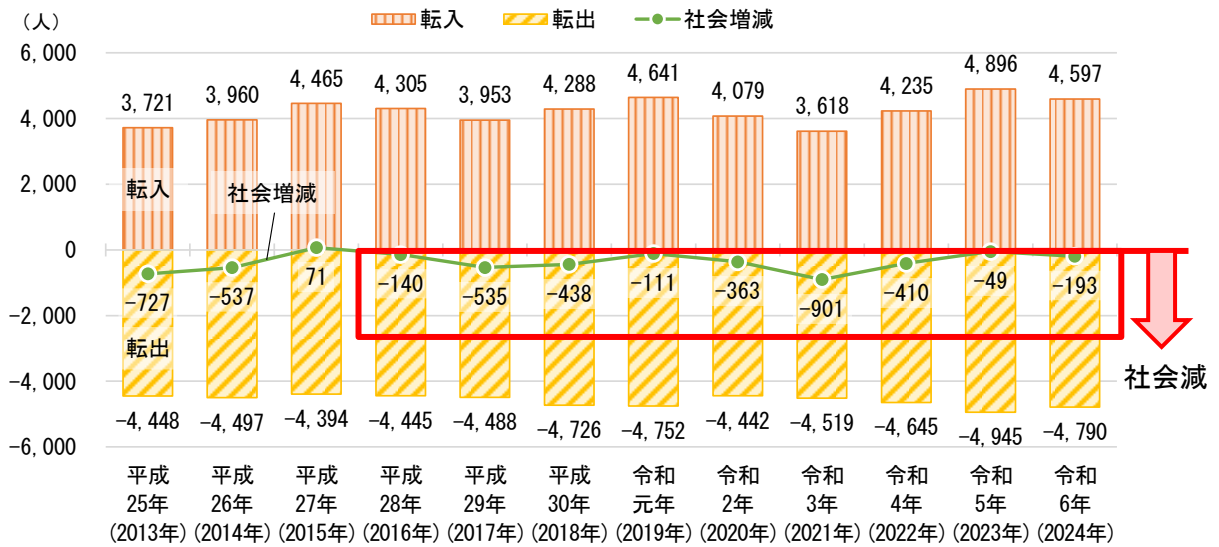


図 転出転入超過の推移

資料：広島県人口移動統計調査

*転出者数が転入者数を上回る状態のこと

6) 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の将来推計人口によると、本市の総人口は減少し続けると見込まれ、令和42（2060）年時点において、約77,100人となるという推計が示されています。

令和2（2020）年の人口に対し、令和22（2040）年の人口は、市全域で減少する見込みとなっています。一方で、平成12（2000）年から令和2（2020）年にかけて人口の増加した東尾道駅周辺、平原団地周辺では今後も人口増加が見込まれています。

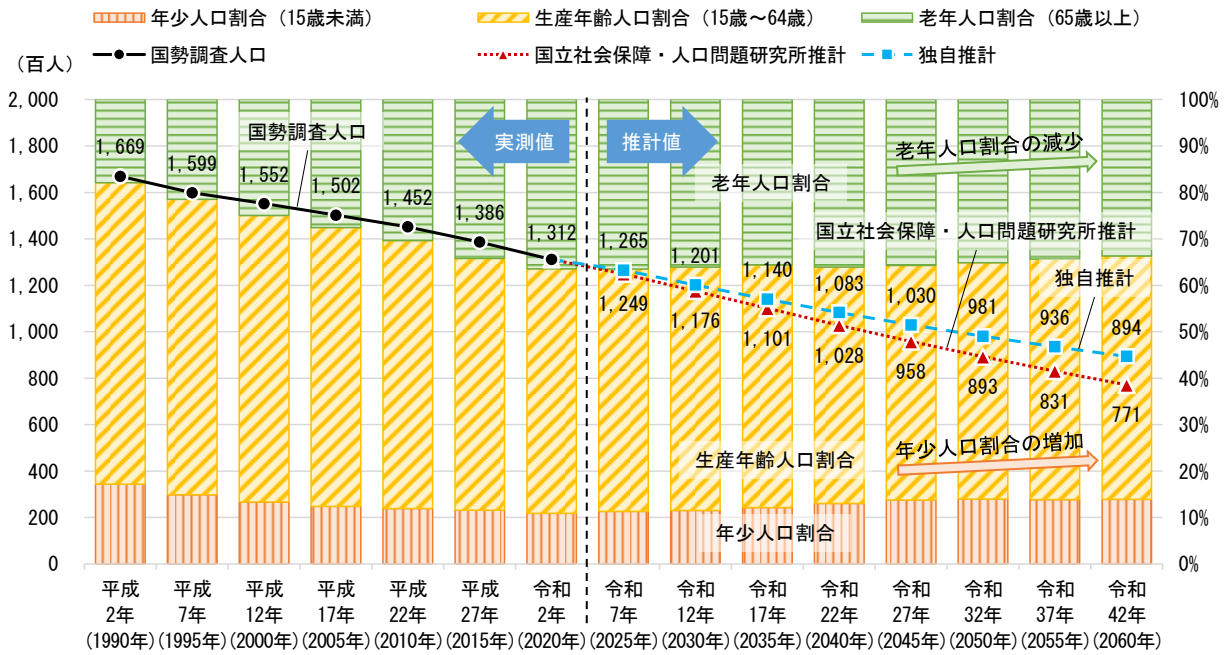


図 将来人口の推計

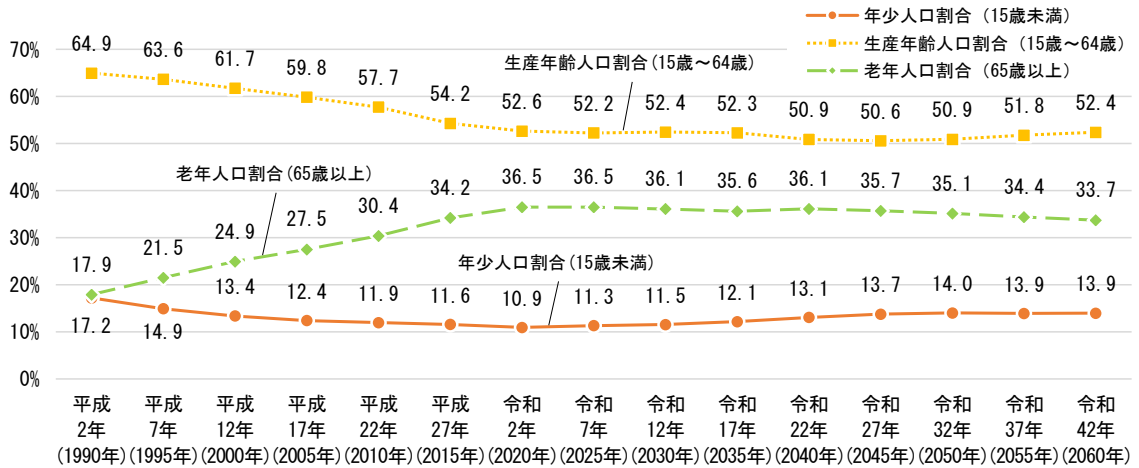


図 年齢別人口割合の推移

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口、尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン
 ※年齢3区分人口割合の実測値は国勢調査、推計値は尾道市独自推計を使用

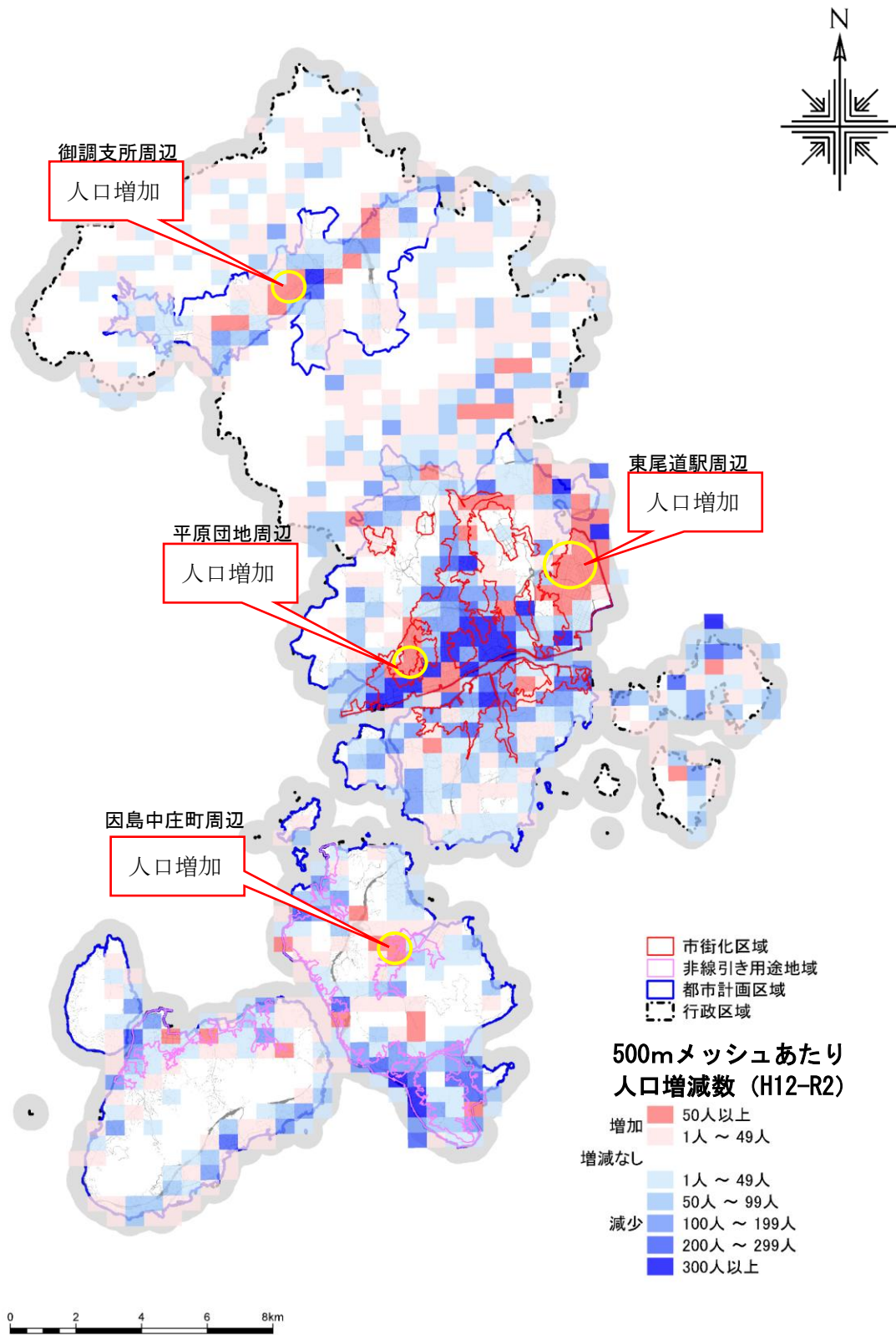


図 人口増減推移[平成12(2000)年→令和2(2020)年]

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計を基に分析

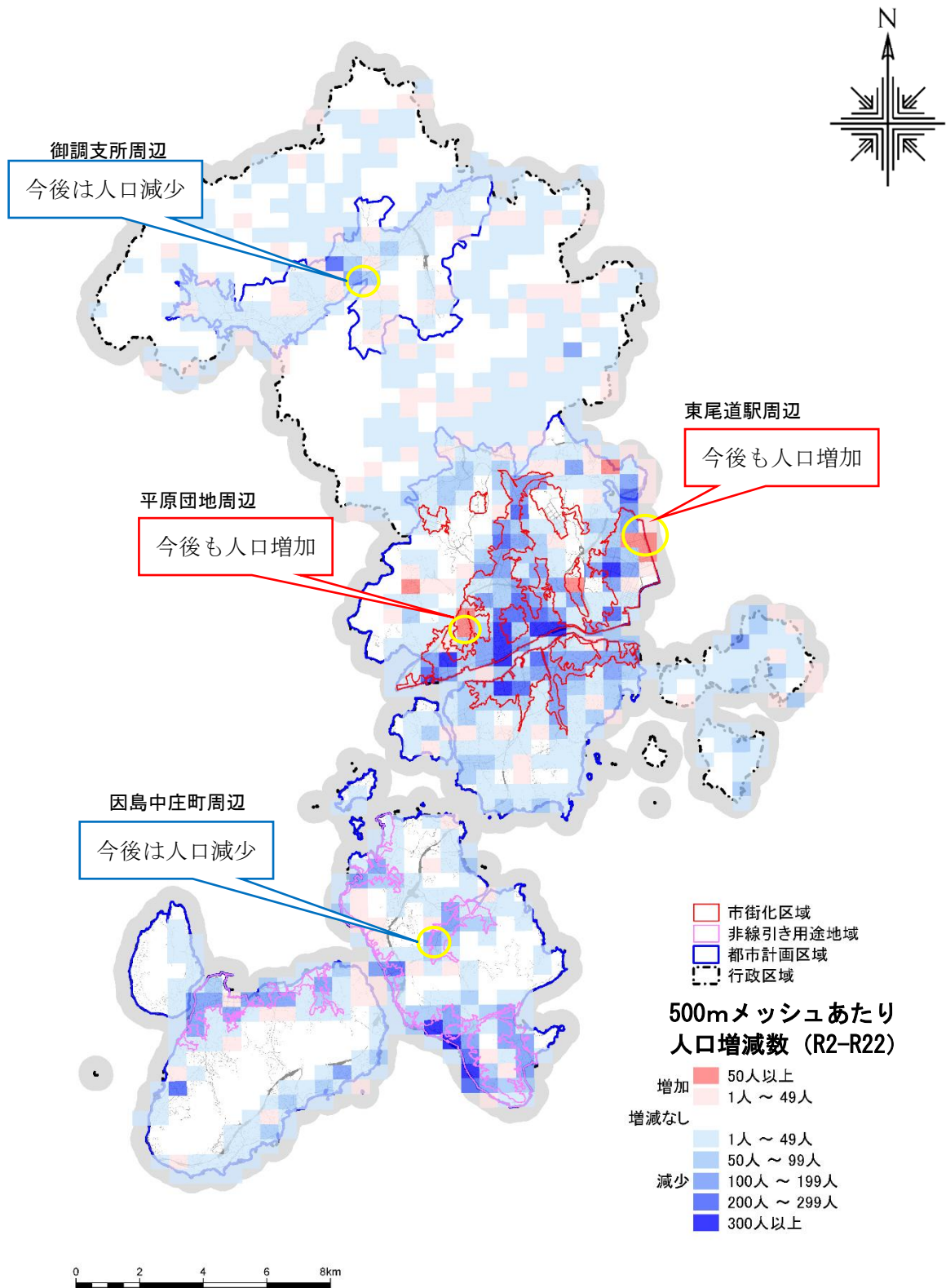


図 人口増減推計[令和2 (2020) 年→令和22 (2040) 年]

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計を基に分析

2. 土地利用等

1) 土地利用規制（都市計画）

尾道市の都市計画区域16,917haのうち、2,011.9ha（11.9%）が市街化区域に指定されています。市街化区域のうち、第一種住居地域が734.1ha（36.5%）、第一種中高層住居専用地域が345.2ha（17.2%）を占めており、市街化区域の50%以上が住居系の用途地域に指定されています。

表 都市計画区域・用途地域の指定状況

区域・用途区分	面積 (ha)	割合	
		市街化区域内	全体
都市計画区域	16,917.0	—	100.0%
市街化区域	2,011.9	100.0%	11.9%
第一種低層住居専用地域	134.1	6.7%	0.8%
第二種低層住居専用地域	1.2	0.1%	0.0%
第一種中高層住居専用地域	345.2	17.2%	2.0%
第二種中高層住居専用地域	13.8	0.7%	0.1%
第一種住居地域	734.1	36.5%	4.3%
第二種住居地域	23.4	1.2%	0.1%
準住居地域	13.0	0.6%	0.1%
近隣商業地域	118.9	5.9%	0.7%
商業地域	62.3	3.1%	0.4%
準工業地域	269.0	13.4%	1.6%
工業地域	269.3	13.4%	1.6%
工業専用地域	27.5	1.4%	0.2%
市街化調整区域	5,375.0	—	31.8%
非線引き用途地域	930.0	—	5.5%
第一種低層住居専用地域	—	—	—
第二種低層住居専用地域	—	—	—
第一種中高層住居専用地域	—	—	—
第二種中高層住居専用地域	15.0	—	0.1%
第一種住居地域	532.0	—	3.1%
第二種住居地域	—	—	—
準住居地域	—	—	—
近隣商業地域	164.0	—	1%
商業地域	12.0	—	0%
準工業地域	109.0	—	1%
工業地域	38.0	—	0%
工業専用地域	60.0	—	0%
非線引き用途白地	8,600.0	—	50.8%

資料：統計おのみち（R4）

備後圏都市計画区域は、市街化区域、市街化調整区域の区域区分（線引き）がある区域（線引き区域）となっており、沿岸部の平地を中心に市街化区域が指定されています。

御調都市計画区域は、区域区分のない区域（非線引き区域）となっており、用途地域は指定されていません（非線引き用途白地地域）。

因島瀬戸田都市計画区域も同様に非線引き区域となっており、主要幹線道路沿道や沿岸部には、用途地域が指定されています（非線引き用途地域）。

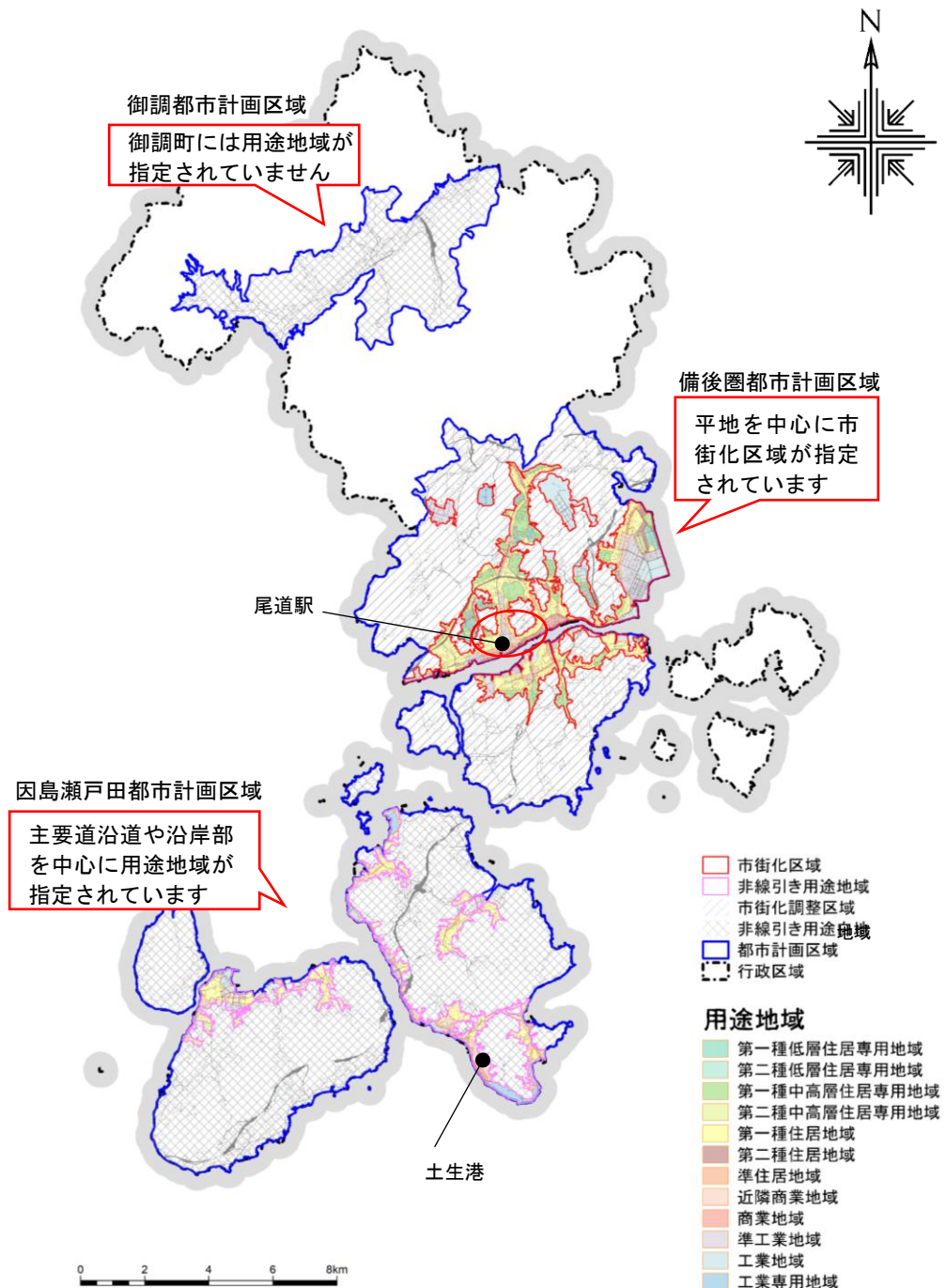


図 用途地域の指定状況

資料：広島県都市計画基礎調査

2) 土地利用状況

建物用地の面積が、昭和51（1976）年から令和3（2021）年の間で約2倍に増加しています。既成市街地の縁辺部に新たな建物用地が広がっており、地域ごとの人口減少を踏まえると低密度な市街地が拡大していると考えられます。

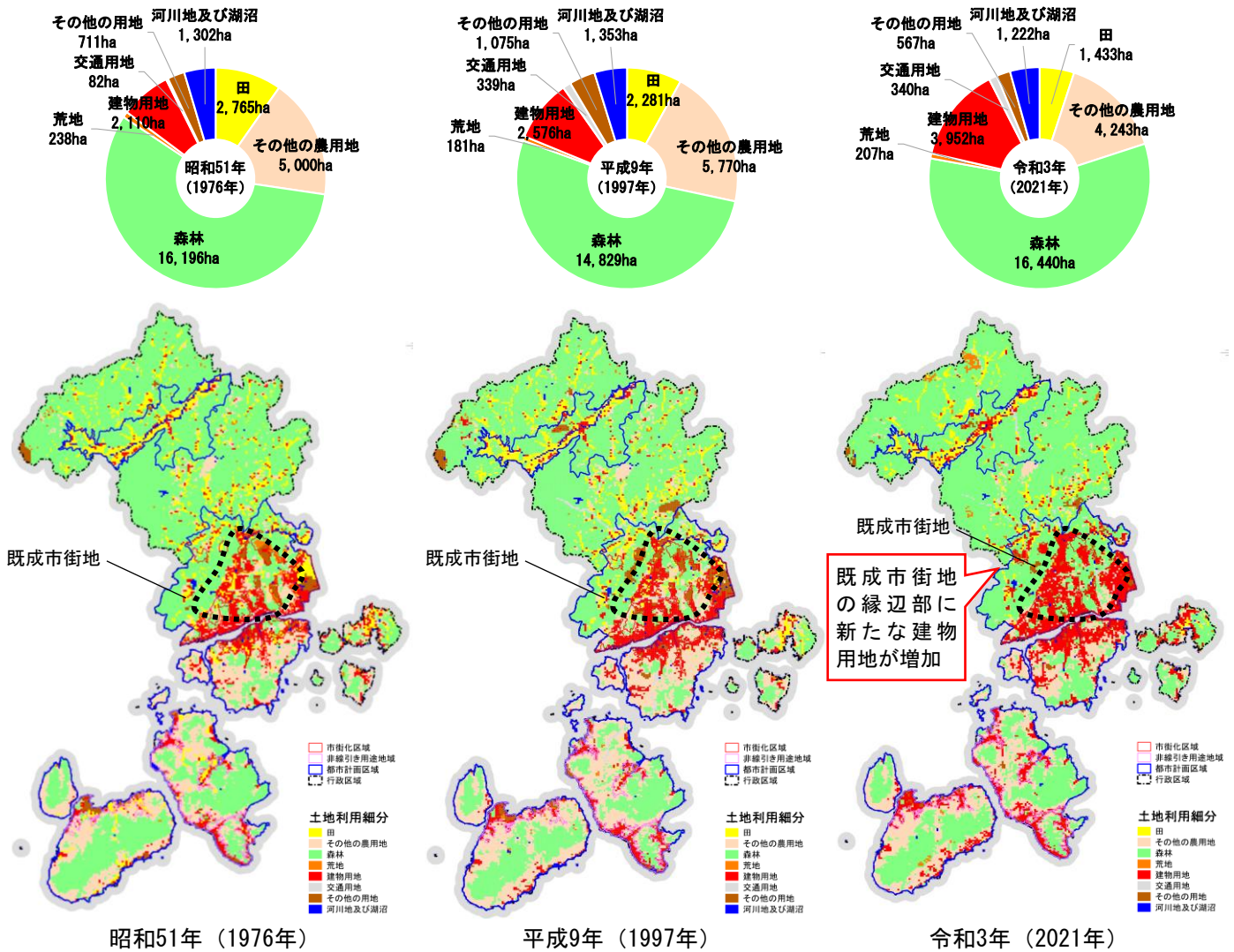


図 土地利用の変遷

資料：国土数値情報

3) 開発動向

宅地面積は、平成13（2001）年から平成23（2011）年の10年間で約1,126ha 増加しています。毎年、市街化調整区域における開発行為が行われており、主に、住宅用地として開発されています。人口が減少する中、開発行為により宅地面積が増加していることから、結果として面積当たりの人口が低下し、人口密度の低い市街地が拡大していると考えられます。

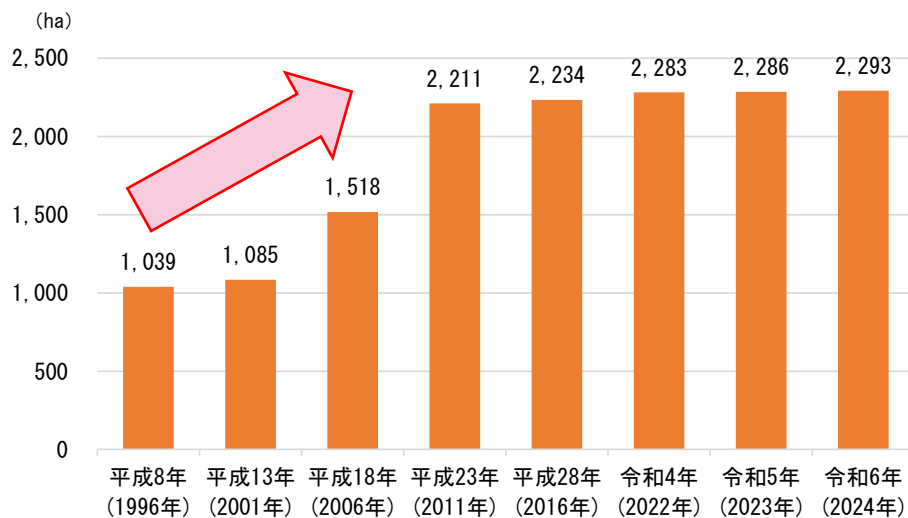


図 宅地面積の推移

資料：統計おのみち (H8～R6)

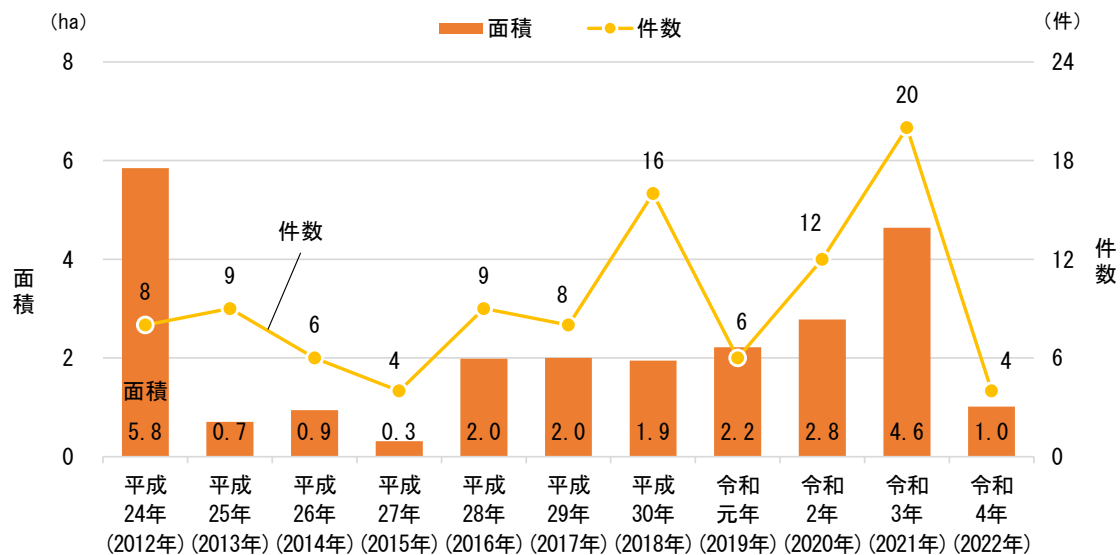


図 市街化調整区域における開発許可（面積・件数）の推移

資料：尾道市

4) 空き家の動向

本市の空き家率は増加傾向にあり、広島県の推移よりも高い割合で推移しています。人口減少や少子高齢化に伴う空き家率の増加により都市のスポンジ化が進んでいます。

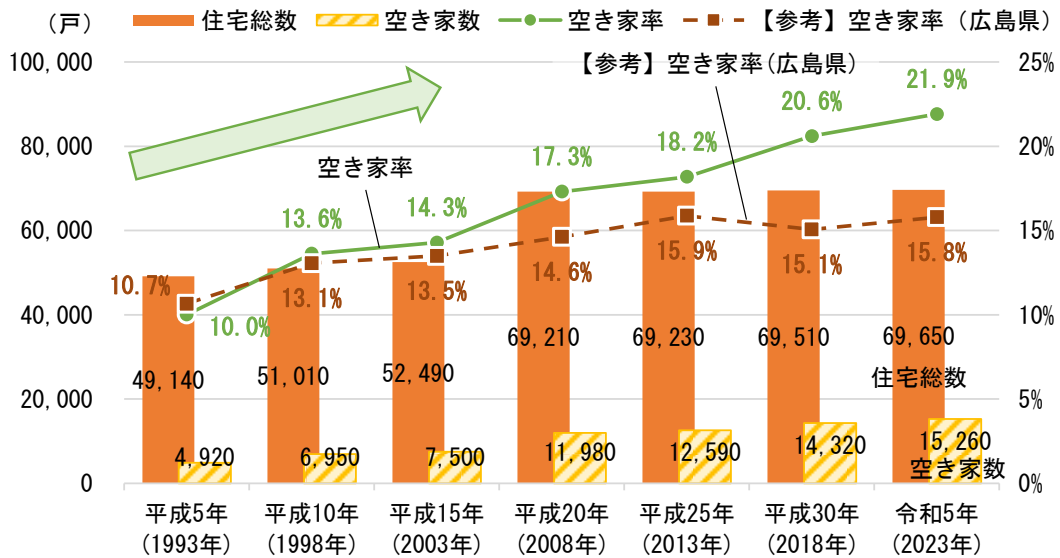


図 尾道市の総住宅数・空き家数及び空き家率の推移

資料：「住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）

※空き家数は、長期不在となっている空き家に加え、賃貸用住宅や売却用住宅の空き家を含む。

※H5～H15は御調町、向島町、瀬戸田町のデータなし。

3. 公共交通

1) 公共交通網

本市における公共交通の運行（運航）状況は次のとおりです。

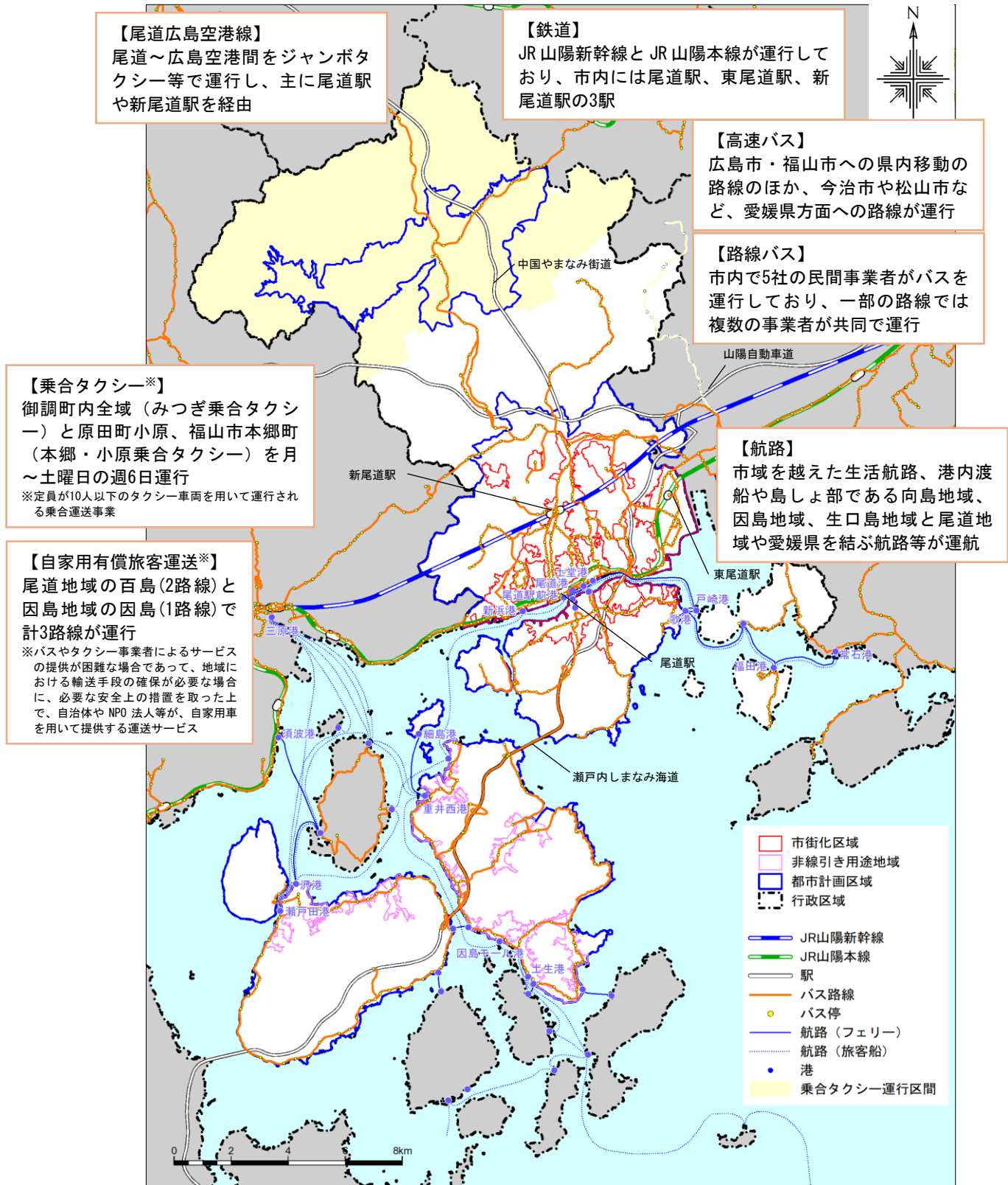


図 本市における公共交通網

資料：国土数値情報をもとに作成

2) 公共交通利用状況

鉄道の乗車人数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2（2020）年度に大幅に減少しましたが、令和3（2021）年度以降、回復傾向にあります。路線バスの利用者数は、令和2（2020）年度に減少し、以降横ばいに推移しています。航路の利用者数は、年により変動はありますが、減少傾向です。みつぎ乗合タクシーの利用者数は、平成30（2018）年10月の運行開始後、令和3（2021）年度までは減少傾向でしたが、利便性を高める取組により回復傾向にあります。また、バス路線の廃止を受け、令和6（2024）年4月から本郷・小原乗合タクシーの運行を開始しました。自家用有償旅客運送の利用者数は、減少傾向にあり、平成28（2016）年度から令和4（2022）年度までにほぼ半減しています。全体として公共交通の利用者数は、減少傾向にあるといえます。

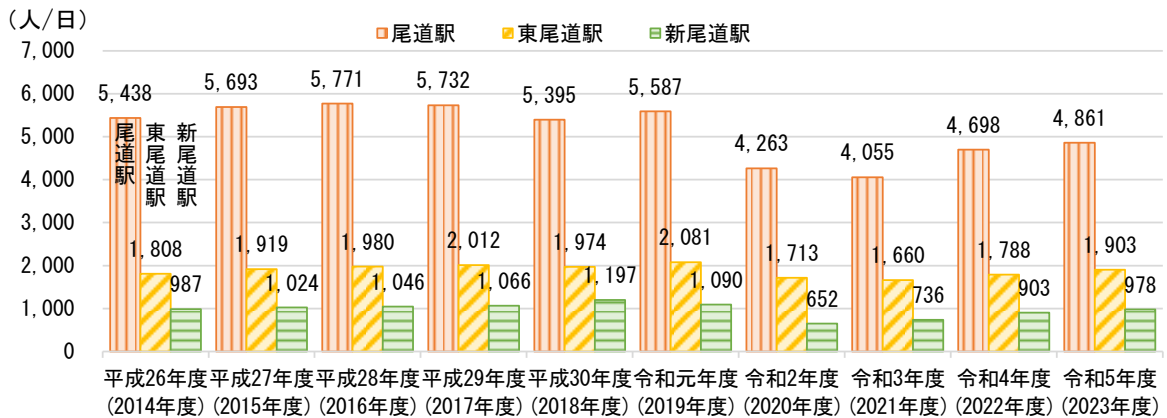


図 鉄道の1日あたり乗車人数

資料：尾道市地域公共交通計画 令和5（2023）年3月（H26～R2）、統計おのみち（R3～R5）

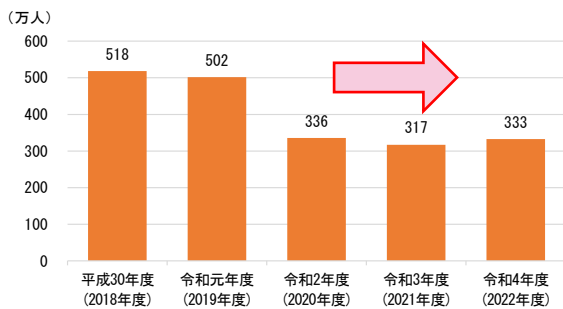


図 路線バス年間利用者数の推移

※尾道市を走行する系統のみ（本四バス開発、おのみちバス、鞆鉄道、中国バス、因の島バス）

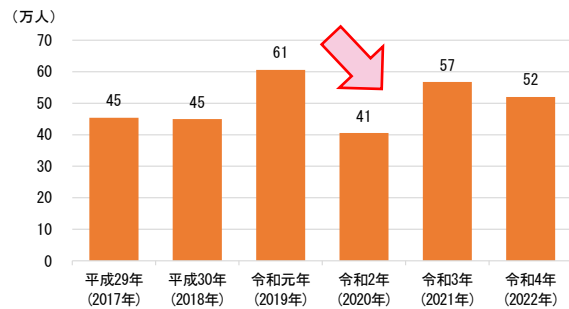


図 航路の利用者数の推移 (補助航路のみ)

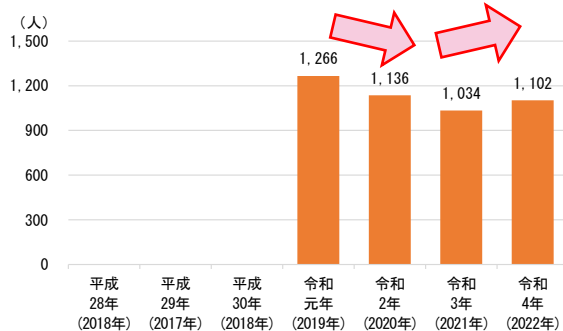


図 みつぎ乗合タクシーの利用者数の推移 (平成30(2018)年10月運行開始)

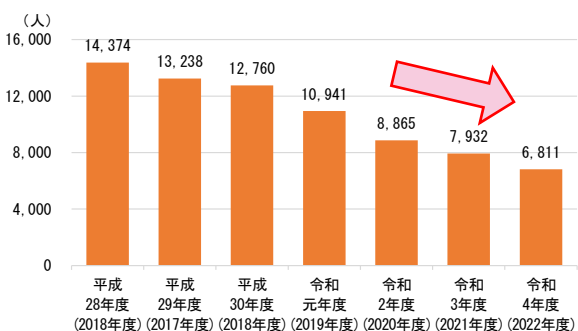


図 自家用有償旅客運送の利用者数の推移

資料：尾道市地域公共交通計画 令和5（2023）年3月

3) 公共交通（バス停）の徒歩圏人口カバー率※

公共交通の利便性が高い徒歩圏内（バス停から400m圏域内及びみつぎ乗合タクシー運行区域）に約87.1%に当たる市民が居住しています。ただし、沿線から離れた市民の移動ニーズを満たすことができていないエリアも存在すると考えられます。

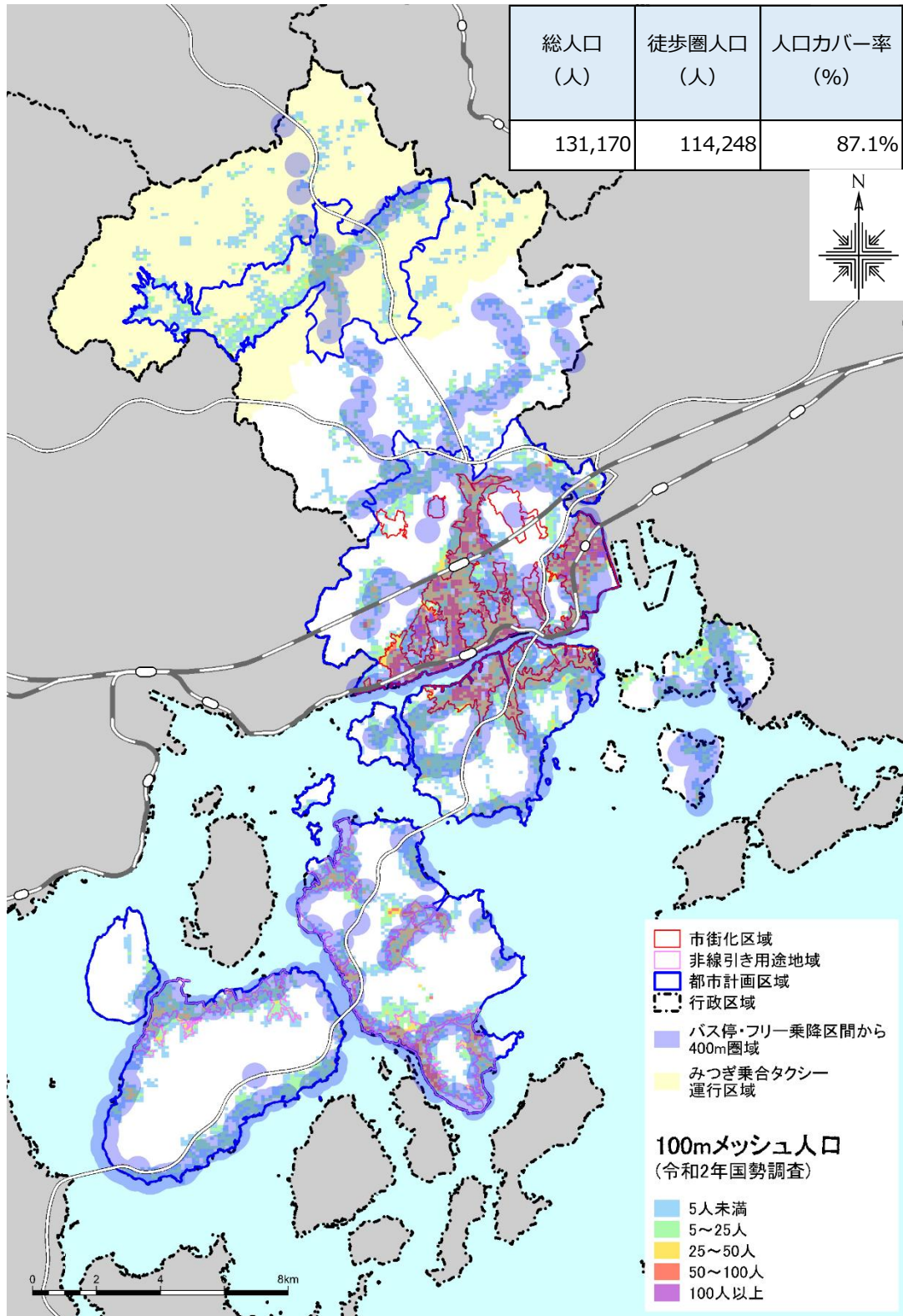


図 本市におけるバス停400m圏域の運行区域と人口分布

※公共交通(バス停)の徒歩圏人口カバー率：バス停から400m圏域（一般的な人の徒歩5分圏域）の人口割合

4. 都市機能施設

1) 都市機能施設の立地状況

公共、教育、金融、商業、医療・介護の都市機能施設は、市街化区域内、用途地域内に主に分布しており、特に、尾道駅、東尾道駅周辺に集積しています。

表 都市機能施設の立地状況

	圏域	都市機能の立地件数												計
		公共				教育	金融		商業	医療・介護				
		行政	子育て支援	保健・医療福祉	市民活動	教育	銀行・信用金庫等	郵便局	商業施設	医療施設	調剤薬局	ショートステイ	デイサービス	
尾道駅周辺地域		0	0	0	16	3	12	4	2	21	11	1	2	72
新尾道駅周辺地域		0	0	0	3	0	2	1	2	10	5	0	4	27
東尾道駅周辺地域		0	1	0	3	1	5	2	5	19	12	1	6	55
因島総合支所周辺	800m	1	1	1	6	1	5	1	2	4	2	0	3	27
御調支所周辺		1	2	2	6	2	2	1	2	6	3	0	2	29
向島支所周辺		1	0	1	5	4	3	1	7	9	5	0	1	37
瀬戸田支所周辺		1	0	1	9	2	2	1	4	3	1	3	1	28

	総人口 (人)	徒歩圏人口 (人)	人口カバー率 (%)	
			尾道市	全国平均
商業施設	131,170	67,257	51.3%	40.5%
医療施設	131,170	82,918	63.2%	62.3%
介護福祉施設	131,170	86,913	66.3%	41.0%
金融施設	131,170	101,907	77.7%	—
教育施設	131,170	81,587	62.2%	—
公共施設	131,170	122,135	93.1%	—

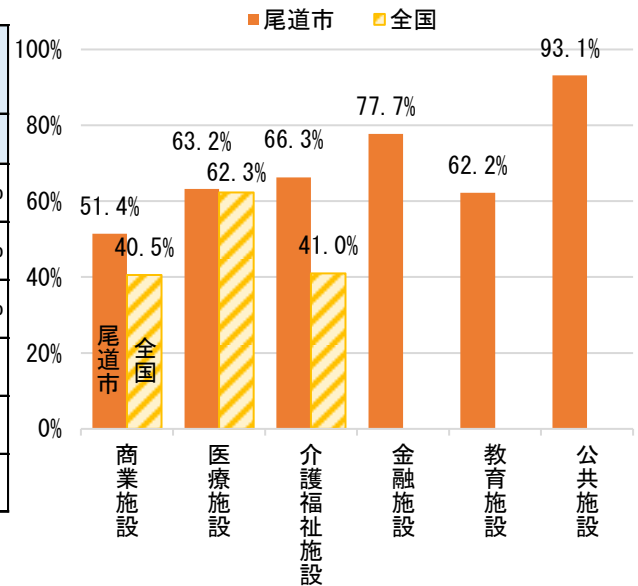


図 都市機能施設の徒歩圏人口カバー率*

※徒歩圏人口カバー率：施設から800m圏（「都市の構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」の評価指標で一般的な徒歩圏）人口の割合

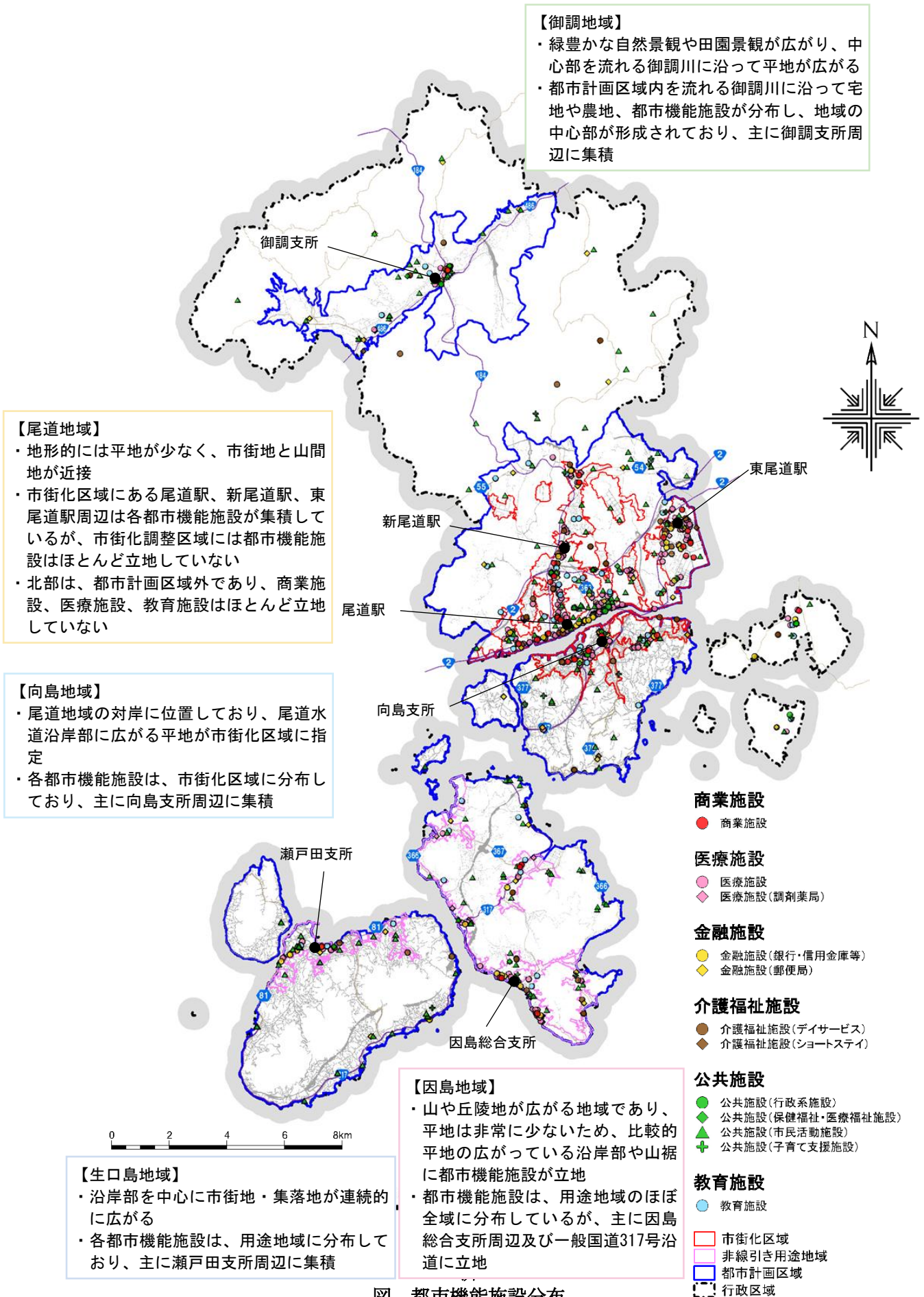


図 都市機能施設分布

(1) 商業施設

商業施設は主に尾道地域東部や向島地域、国道184号沿道を中心に立地しており、徒歩圏人口カバー率は約51.3%で全国平均（40.5%）を上回っています。

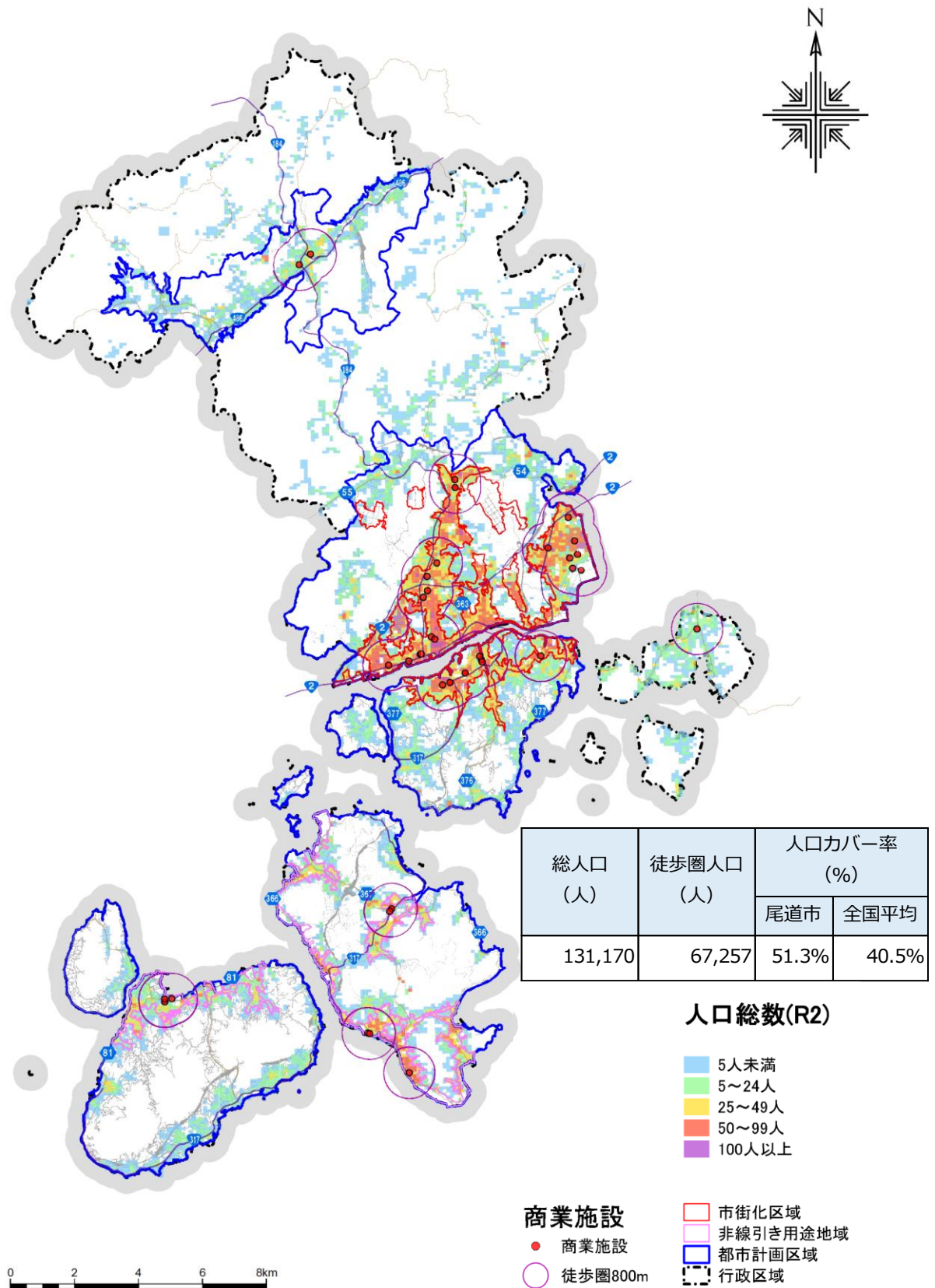


図 商業施設分布（800m圏域）

(2) 医療施設

医療施設は主に尾道水道沿岸部、尾道地域東部を中心に立地しており、徒歩圏人口カバー率は約63.2%で全国平均（62.3%）並となります。

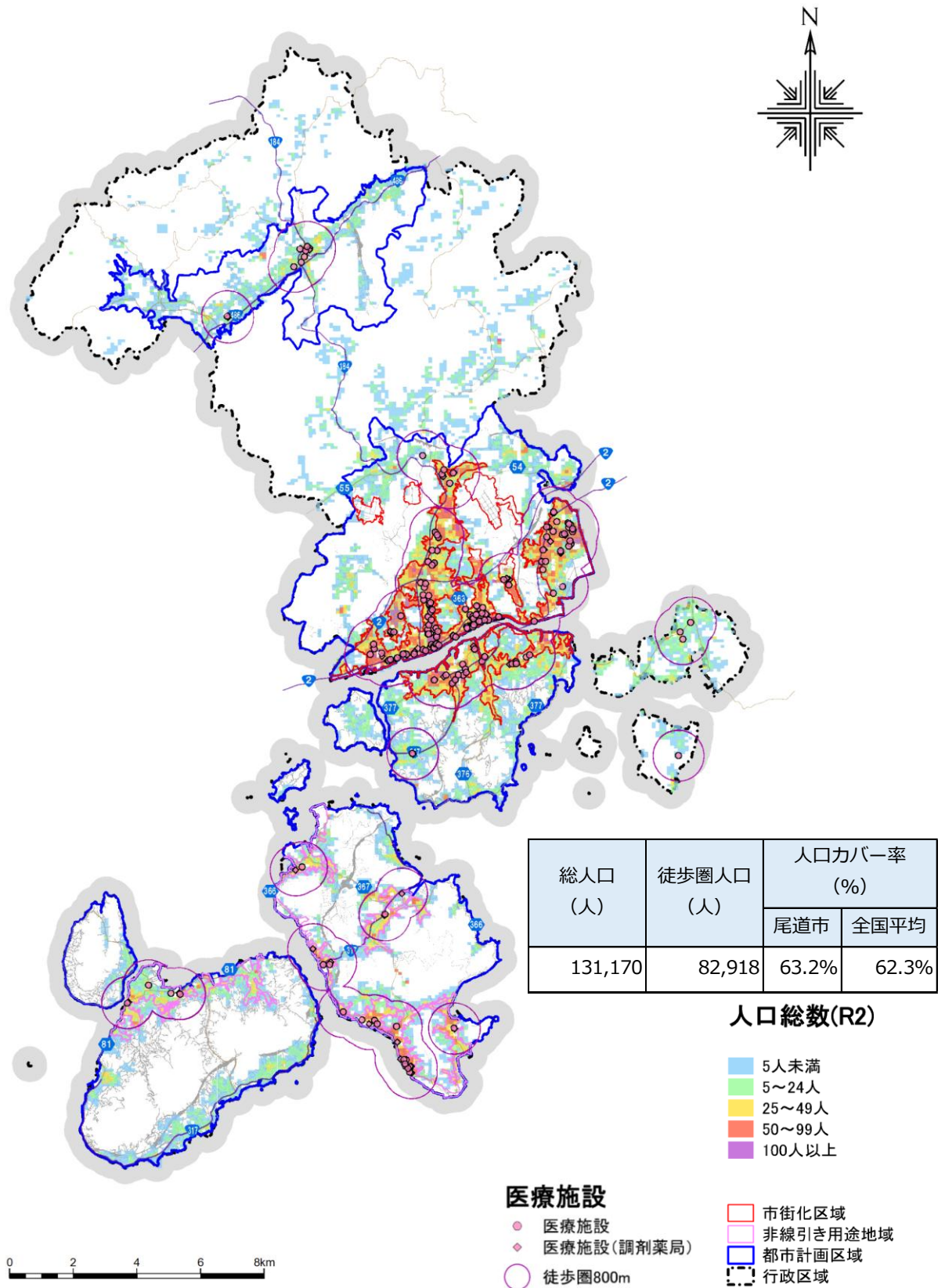


図 医療施設分布 (800m圏域)

(3) 介護福祉施設

介護福祉施設は主に尾道地域西部や新尾道駅周辺、東尾道駅周辺を中心に立地しており、徒歩圏人口カバー率は約66.3%で全国平均（41.0%）を上回っています。

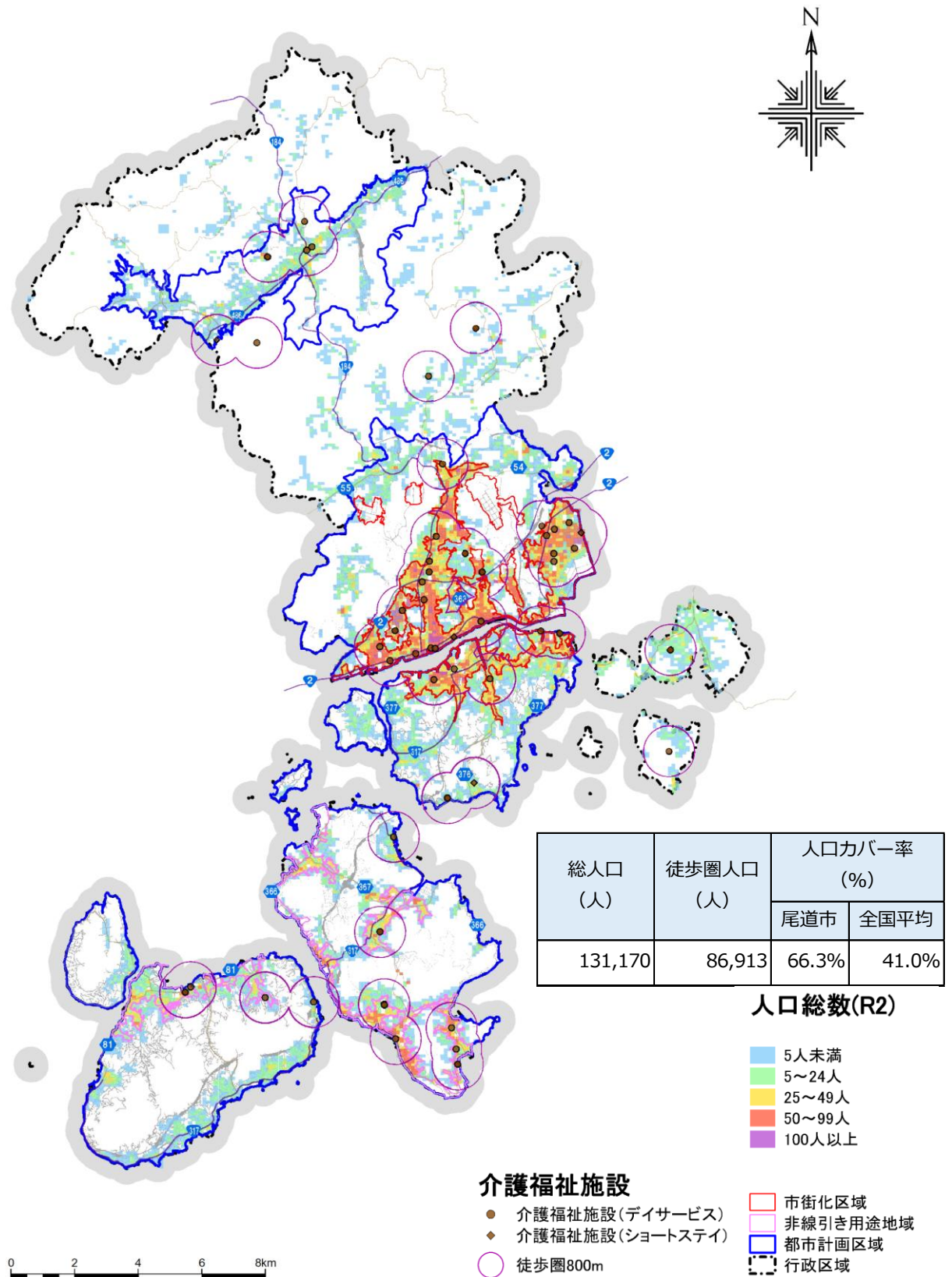


図 介護福祉施設分布 (800m圏域)

(4) 金融施設

金融施設の徒歩圏人口カバー率は77.7%で、概ね市全域をカバーしています。

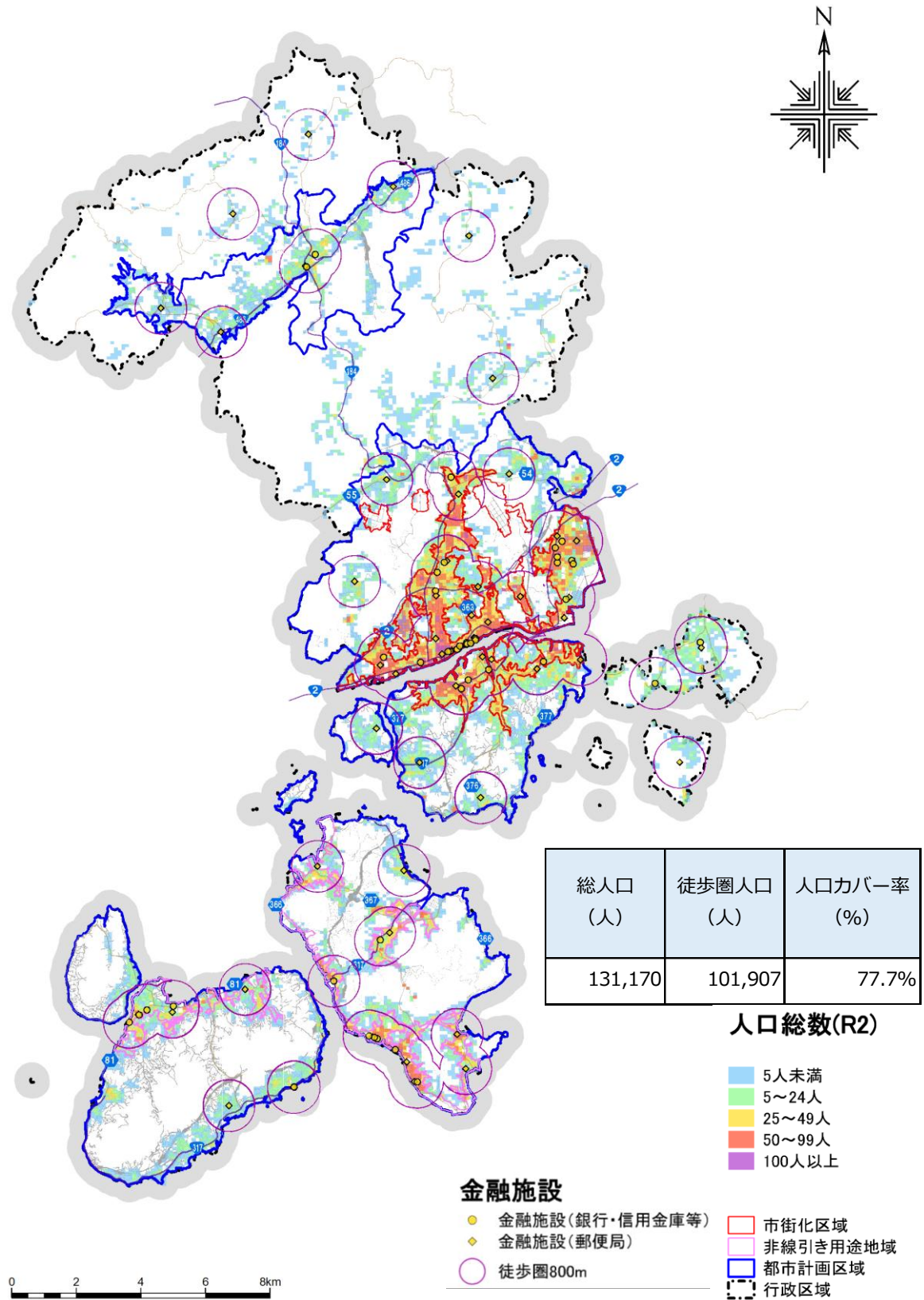


図 金融施設分布 (800m圏域)

(5) 教育施設

教育施設の徒歩圏人口カバー率は62.2%となっています。

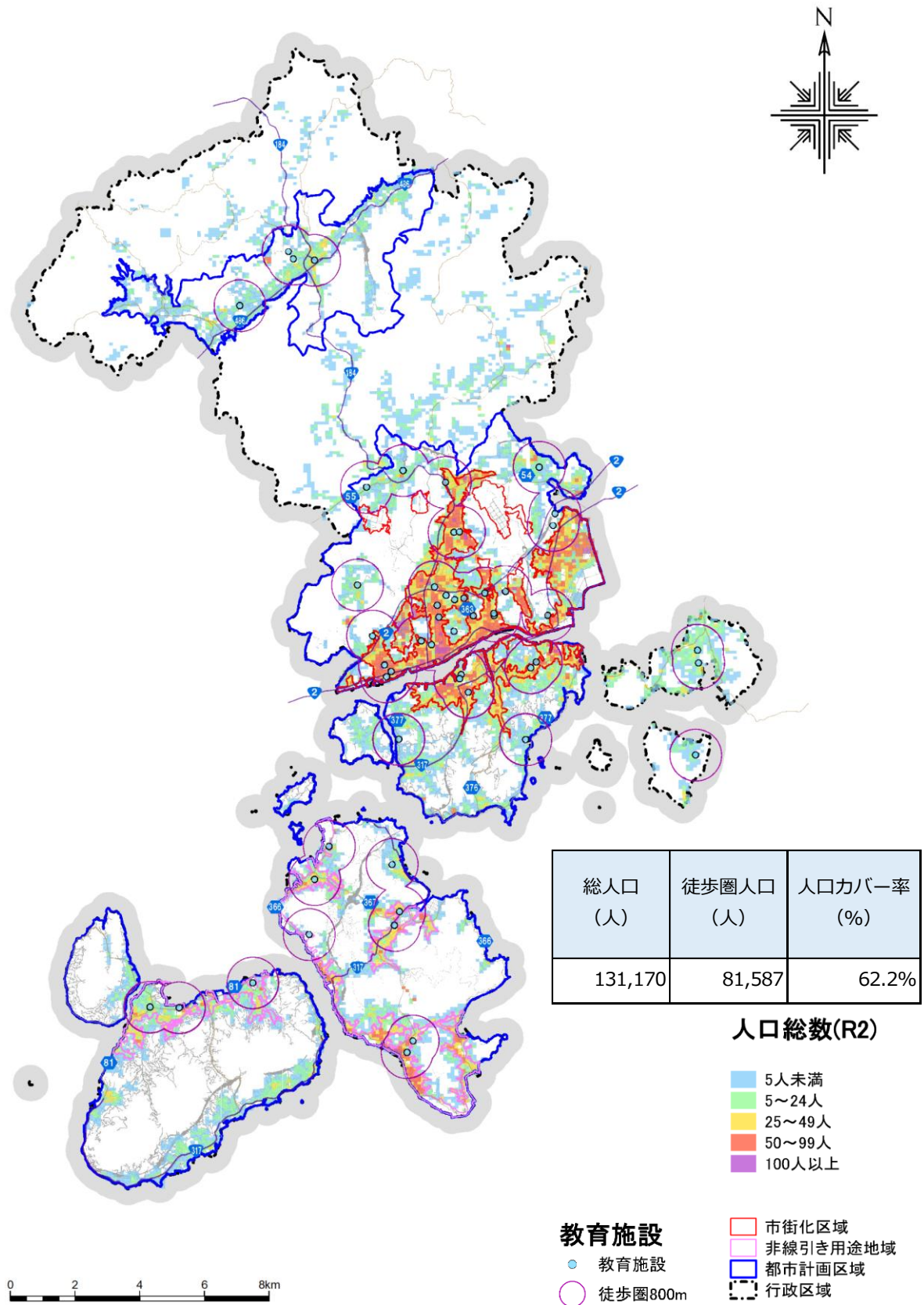


図 教育施設分布 (800m圏域)

(6) 公共施設

公共施設の徒歩圏人口カバー率は93.1%で、概ね市全域をカバーしています。

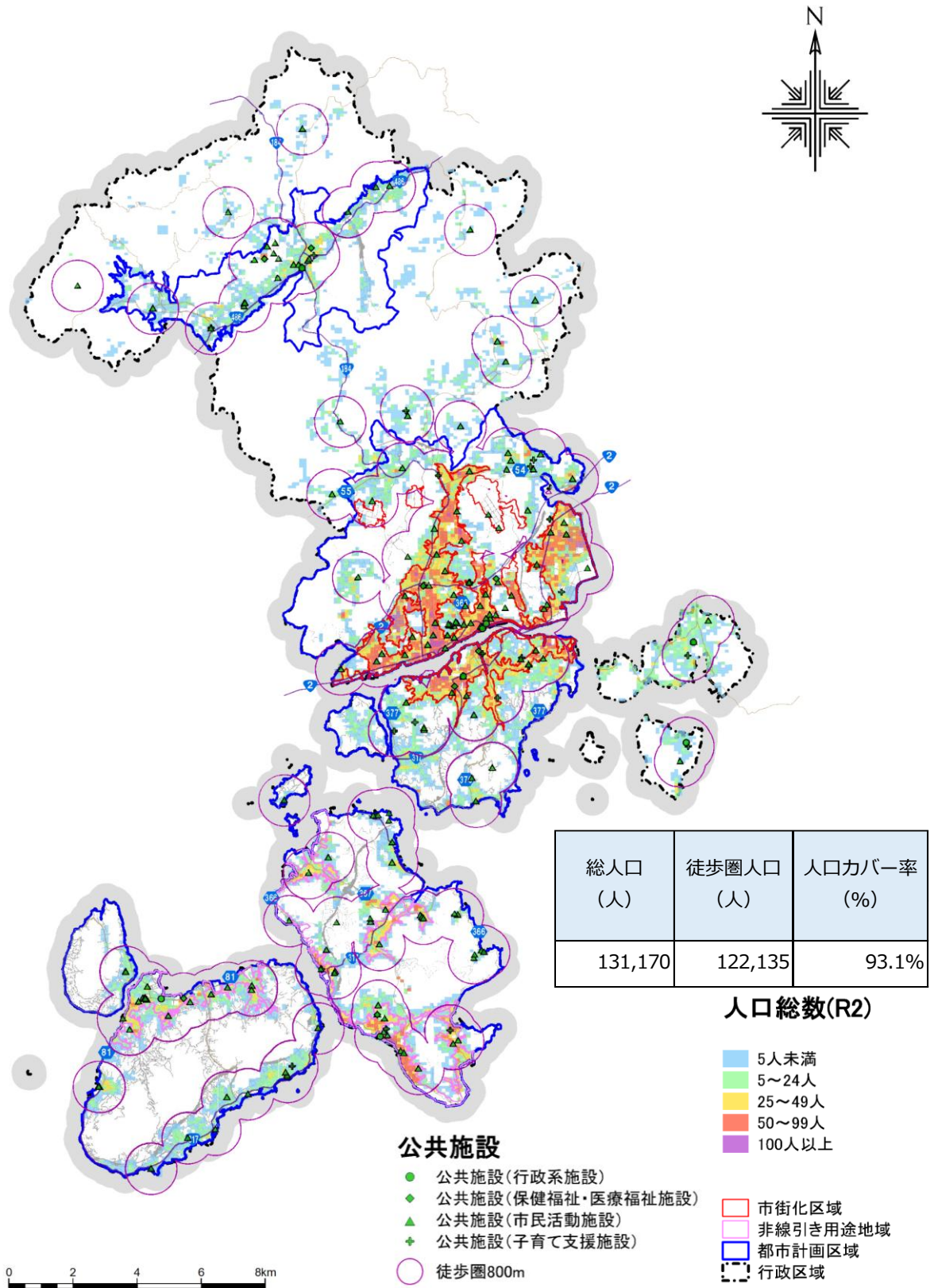
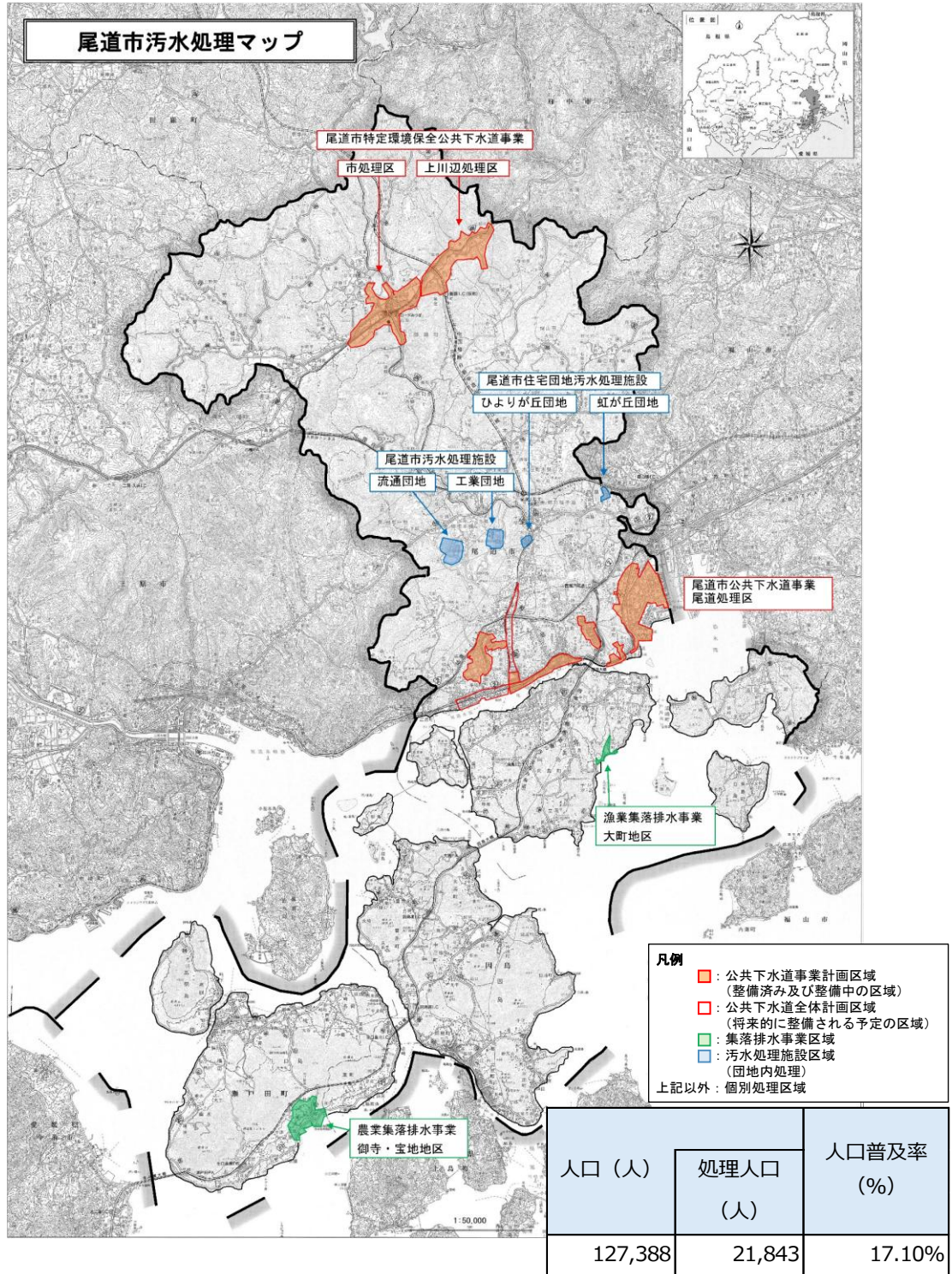


図 公共施設分布 (800m圏域)

2) 下水道整備

尾道地域の市街地に公共下水道事業区域が指定されています。非線引き区域の御調地域には特定環境保全公共下水道事業区域が指定されています。その他、集落排水事業区域や汚水処理施設区域が指定されています。



※公共下水道、特定環境保全公共下水道のみ

図 下水道整備区域

資料：尾道市(令和7(2025)年5月1日時点)

広島県の下水道2024(令和6(2024)年3月31日時点)

5. 経済活動

1) 経済活動

市内の卸・小売業事業所数は平成19（2007）年から平成24（2012）年にかけて大幅に減少、以降横ばいで推移していましたが、平成28（2016）年から令和2（2020）年にかけて再び減少しています。

卸・小売業の年間商品販売額は、平成24（2012）年から平成28（2016）年にかけて増加しましたが、令和2（2020）年に減少しています

従業員数は、減少傾向でしたが、平成24（2012）年以降増加傾向で、小売業の売場面積は、平成24（2012）年以降ほぼ横ばいで推移しています。

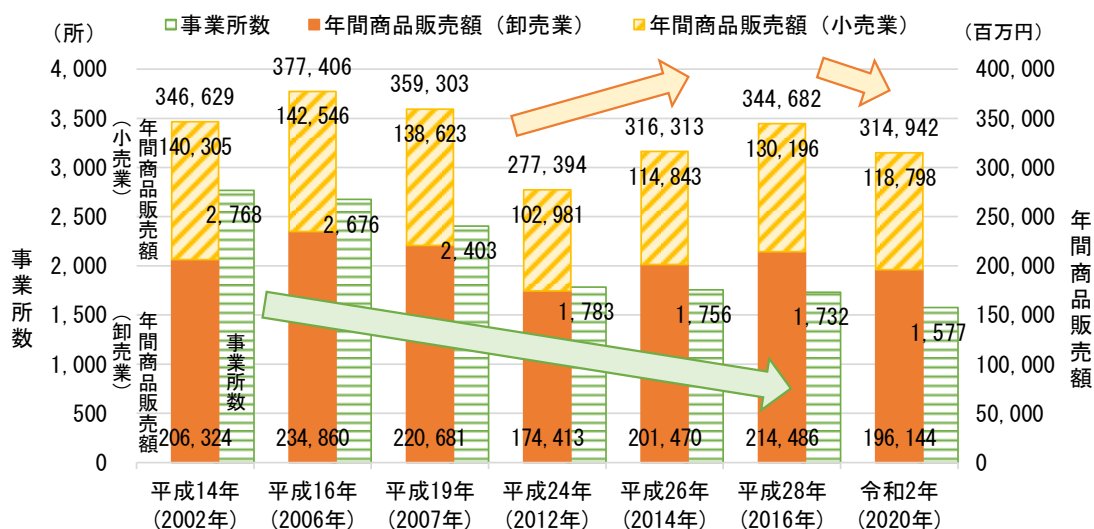


図 卸・小売業年間商品販売額・事業所数

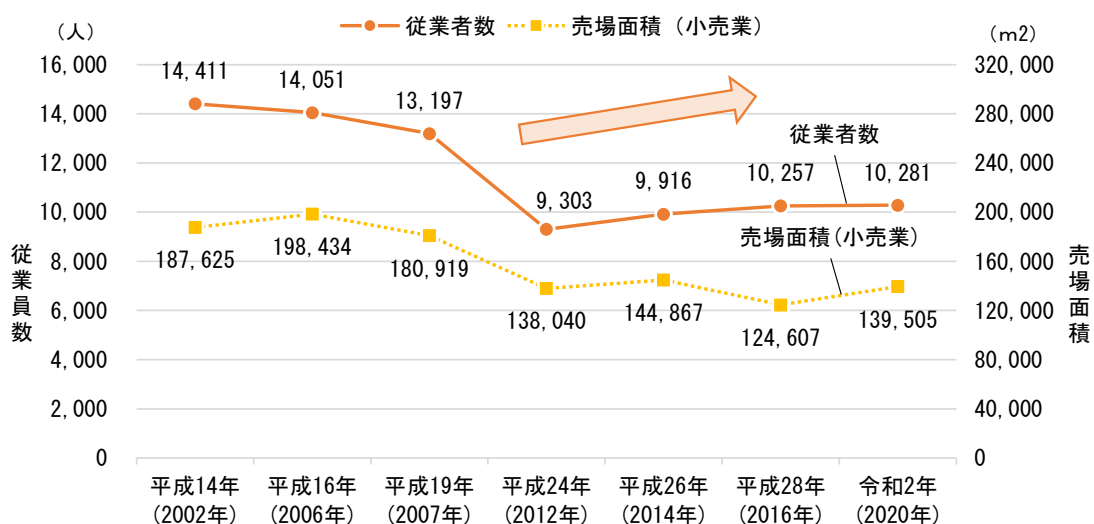


図 卸・小売業年間従業員数、小売業売場面積

資料：H14～H19・H26は商業統計調査、H24・H28～R2経済センサス - 活動調査（卸売業・小売業分）
 ※平成24（2012）年以降は管理、日本標準産業分類（平成25（2013）年10月改定）補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

6. 財政

1) 歳入・歳出の推移

本市の歳入決算額（普通会計）は、平成18（2006）年度から令和2（2020）年度にかけて増加傾向にあり、その後、減少傾向です。国・県支出金は、令和2（2020）年度以降、減少傾向です。財政力指数は、平成23（2011）年度以降、低下傾向です。

本市の歳出決算額（普通会計）は、平成18（2006）年度から令和2（2020）年度にかけて増加傾向にあり、その後、減少傾向です。特に高齢化の進展に伴い、令和5（2023）年度の扶助費は、平成18（2006）年度に比べると大幅に増加しています。

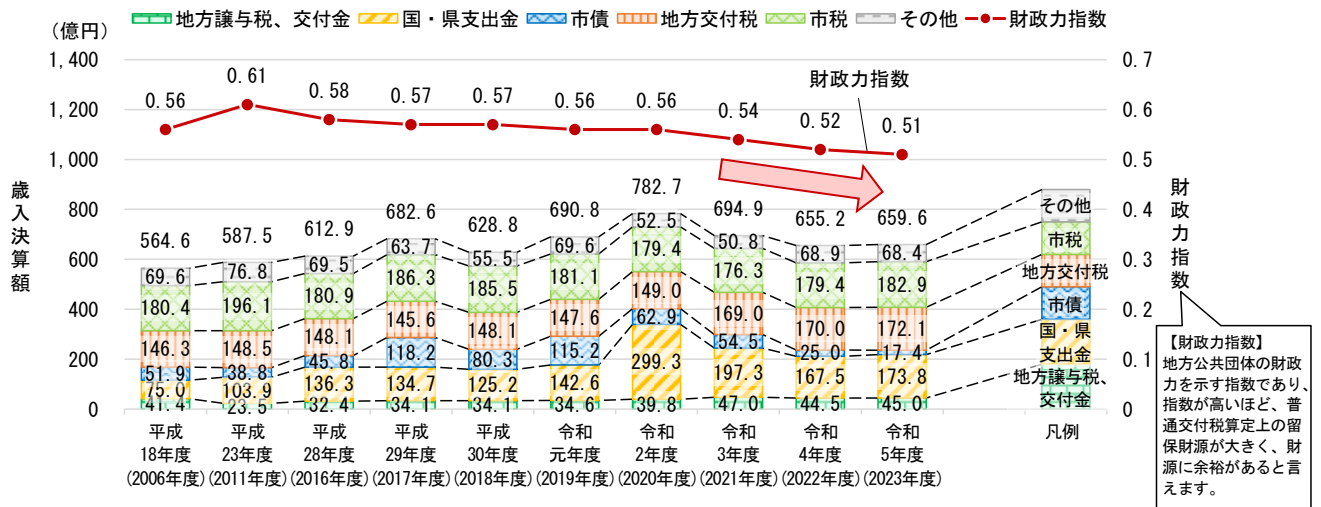


図 歳入決算額の推移 (普通会計)

資料：統計おのみち (H18～R5)

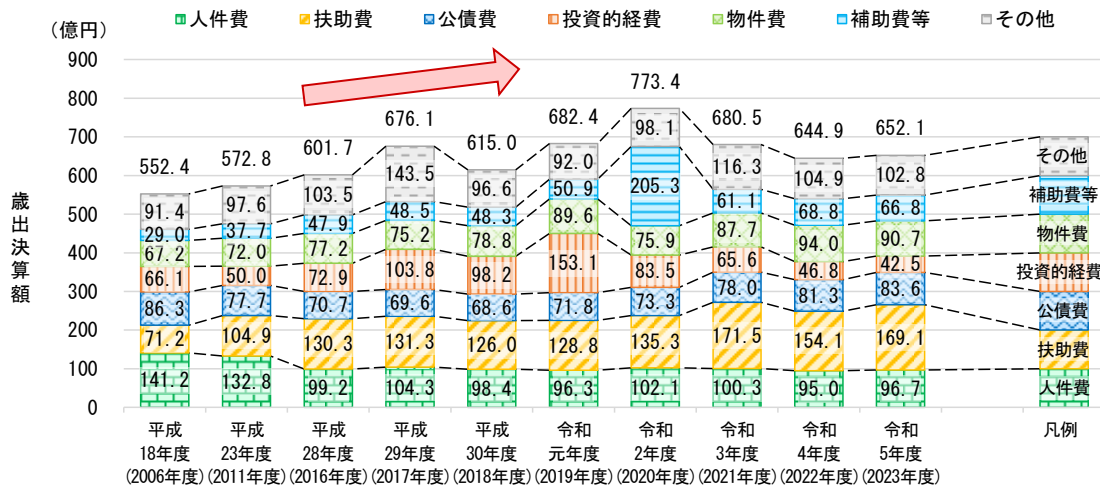


図 歳出決算額の推移 (普通会計)

資料：統計おのみち (H18～R5)

2) 公共施設の更新費用

本市では、高度経済成長を背景に、昭和40（1965）年頃から、合併前の2市3町それぞれが、数多くの公共施設を建設してきました。令和4（2022）年から今後30年のうちに、58.7万㎡、76.6%もの施設が、建築から50年以上経過した老朽化施設となり、これらの施設に対する修繕や建替え、更新について、その財源も含め早急な対応を迫られることとなります。

公共施設等における適切な規模や在り方等について見直しに取り組む中で、ハコモノ系施設とインフラ系施設をあわせた公共施設を、全て一定の条件で大規模改修、建替・更新を行うとした場合、改修・更新費用は、令和25（2043）年度から令和27（2045）年度にピークを迎え、年平均約167.7億円になると見込まれます。

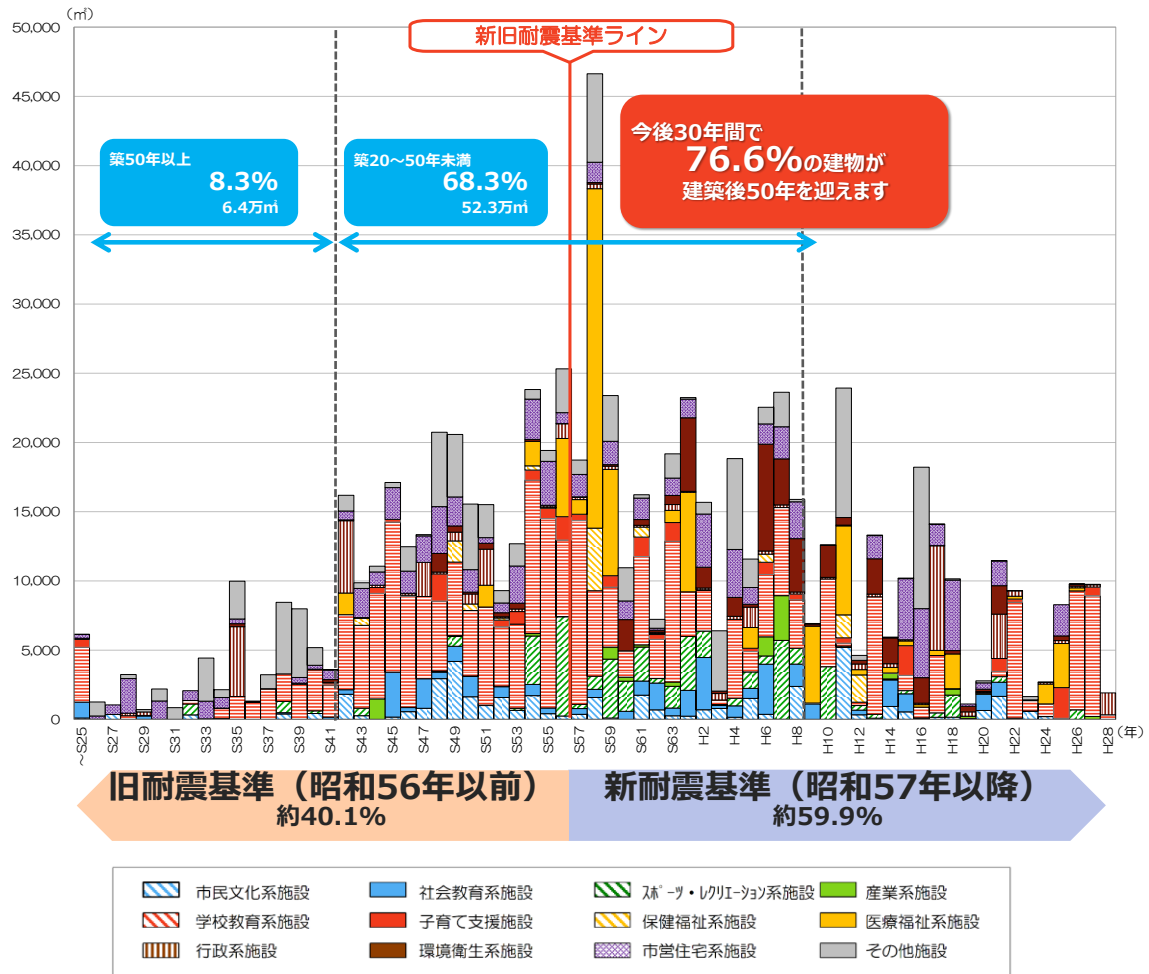


図 ハコモノ系施設の建築年別延床面積

資料：尾道市公共施設等総合管理計画 令和4（2022）年6月改訂

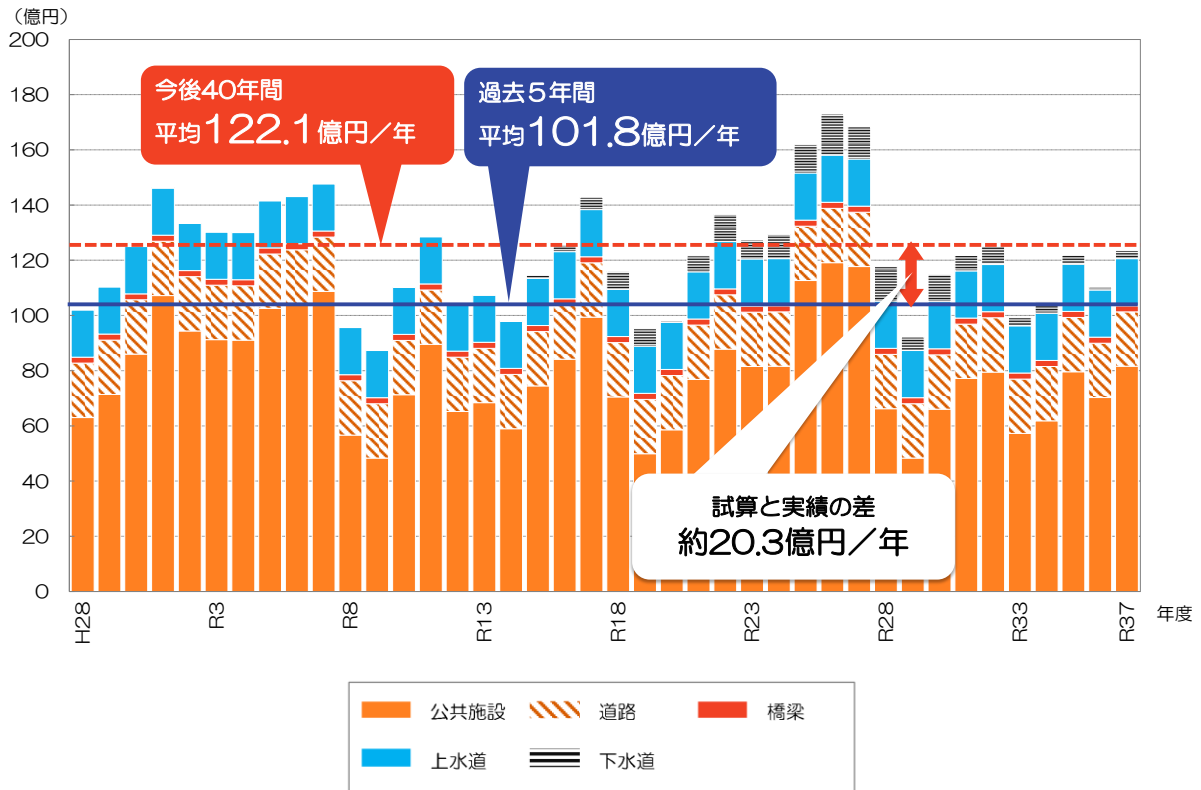


図 公共施設等将来更新費用推計

資料：尾道市公共施設等総合管理計画 令和4（2022）年6月改訂

7. 災害

1) 災害リスク

市内各所に土砂災害や洪水・高潮・津波浸水の災害リスクがある区域が分布しています。災害リスクがある区域の居住人口は表のとおりです。

表 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定状況（令和5（2023）年6月22日時点）

	土石流		急傾斜		地すべり		合計	
	警戒区域	内、特別警戒区域	警戒区域	内、特別警戒区域	警戒区域	内、特別警戒区域	警戒区域	内、特別警戒区域
尾道市	939箇所	870箇所	2,014箇所	1,974箇所	6箇所	0箇所	2,959箇所	2,844箇所

資料：広島県砂防課

表 ハザード区域の居住人口

	土砂災害		洪水浸水(3m以上※)		高潮浸水(3m以上※)	津波浸水(3m以上※)
	警戒区域	内、特別警戒区域	洪水浸水(計画規模)	洪水浸水(想定最大規模)	(想定最大規模)	
居住人口	28,472人	4,897人	69人	14,312人	11,702人	3,731人
全人口に占める割合	21.7%		10.9%		8.9%	2.8%

※2階床下に相当する高さ

資料：広島県土砂災害ポータルひろしま、洪水ポータルひろしま、高潮・津波災害ポータルひろしま、総務省統計局 国勢調査に関する地域メッシュ統計

2) 土砂災害

市街化区域・用途地域内の斜面地をはじめ、非線引き白地地域である御調川周辺や生口島南部など、市内全域で土砂災害警戒区域等が広く指定されています。

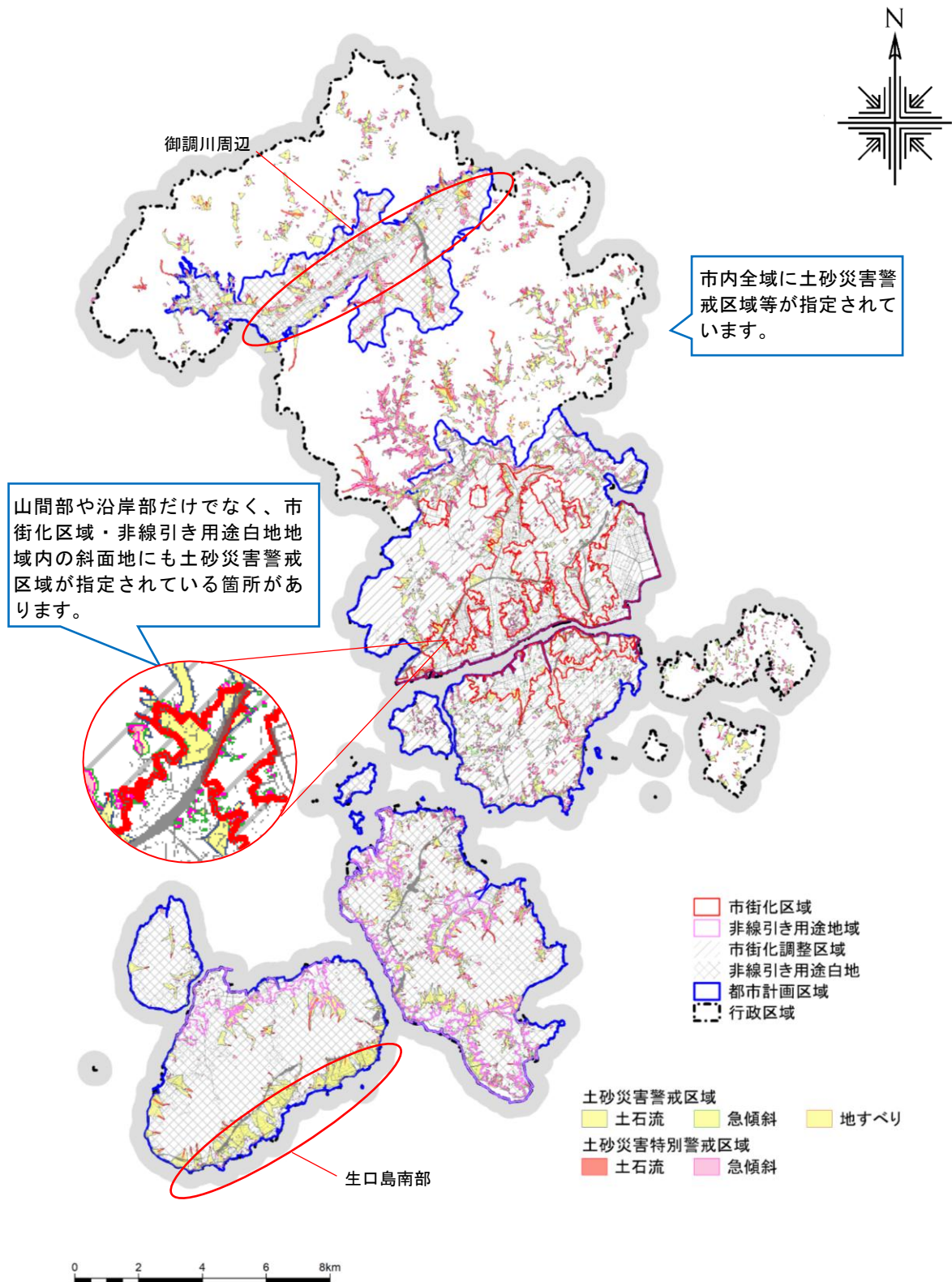


図 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

資料：広島県土砂災害ポータルひろしま（令和4（2022）年8月時点）

3) 洪水浸水

東尾道駅周辺、美ノ郷町周辺及び御調川周辺で最大3～5mの洪水浸水が想定されています。

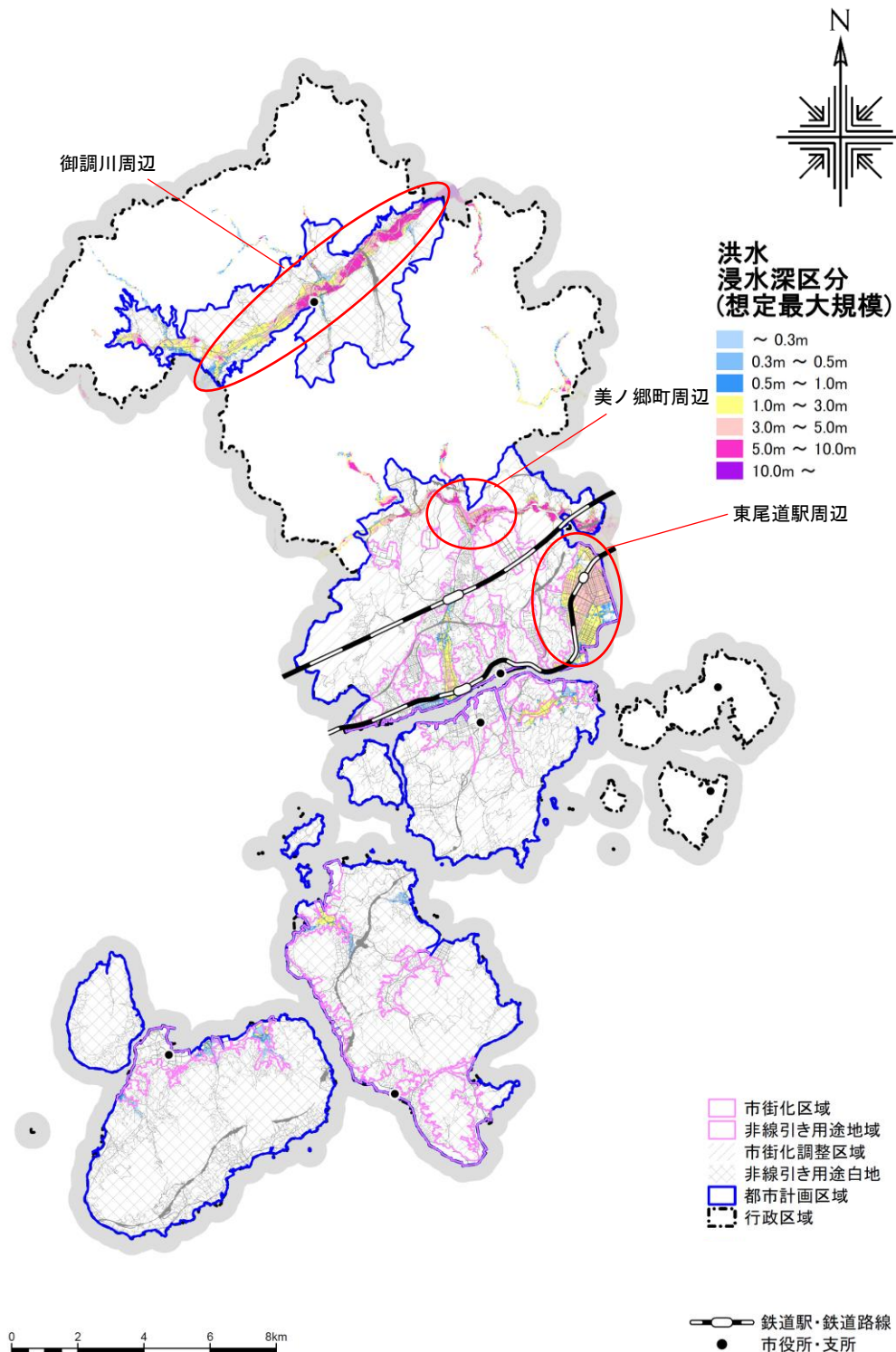


図 洪水浸水想定区域【御調川・藤井川・本郷川・芦田川水系中小河川
・二級水系中小河川尾道地域・二級水系中小河川島しょ部地域】(想定最大規模)

資料：広島県 洪水ポータル ひろしま (令和2(2020)年5月時点)

4) 高潮浸水

尾道水道沿岸部で最大3m程度、東尾道駅周辺や因島中庄町周辺で最大3～5mの高潮浸水が想定されています。

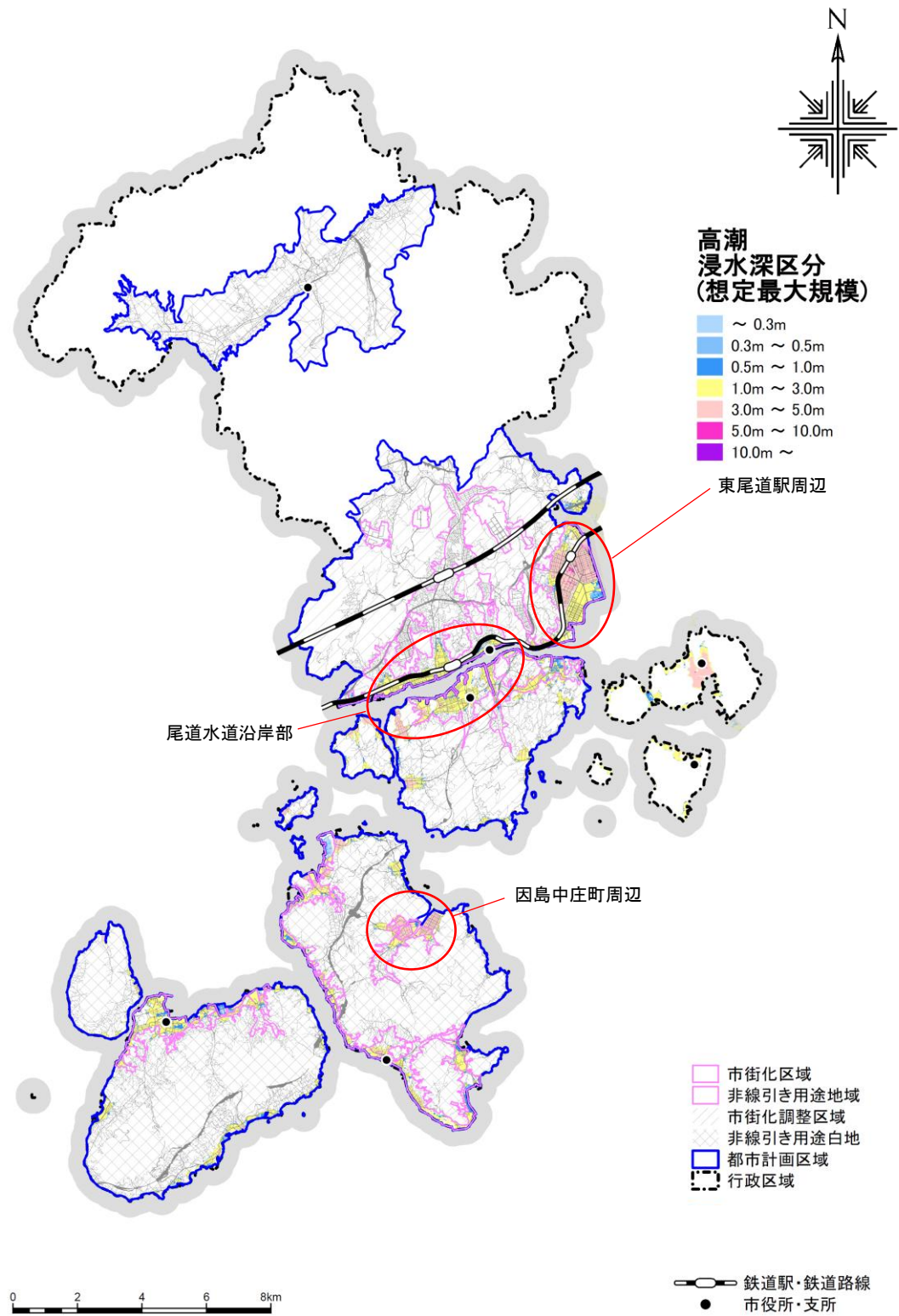


図 高潮浸水想定 (想定最大規模)

資料：広島県 高潮・津波ポータル ひろしま (令和3 (2021) 年8月時点)

5) 津波浸水

東尾道駅周辺で最大3～5m、因島中庄町周辺で最大3m程度の津波浸水が想定されています。

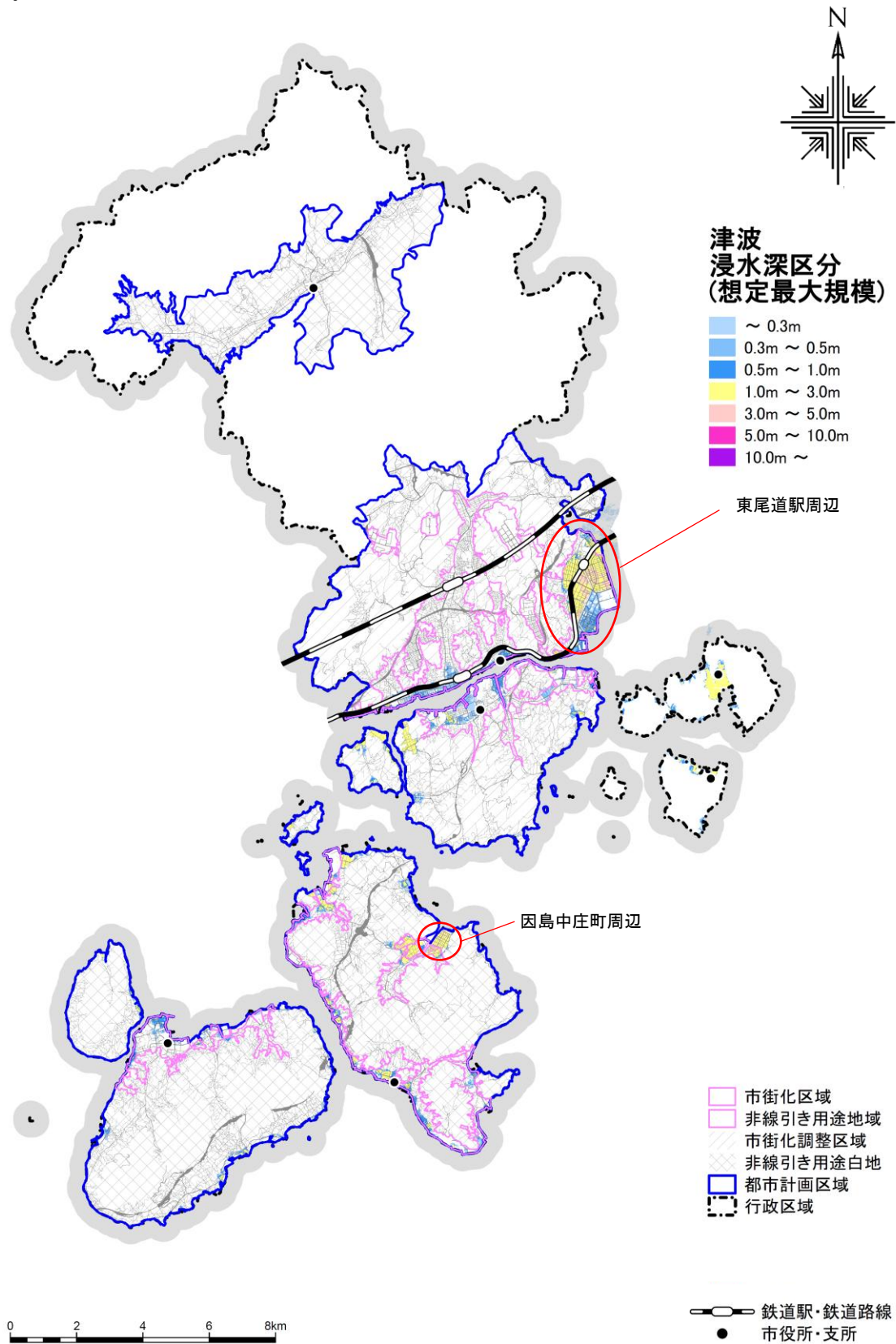


図 津波浸水想定 (想定最大規模)

資料：広島県地震被害想定調査報告書 (令和7 (2025) 年10月)

6) 震度分布

市全域において震度5強以上の揺れが想定されており、特に尾道駅周辺や向東町周辺、向島インターチェンジ周辺では、震度6強を超える強い揺れが想定されます。

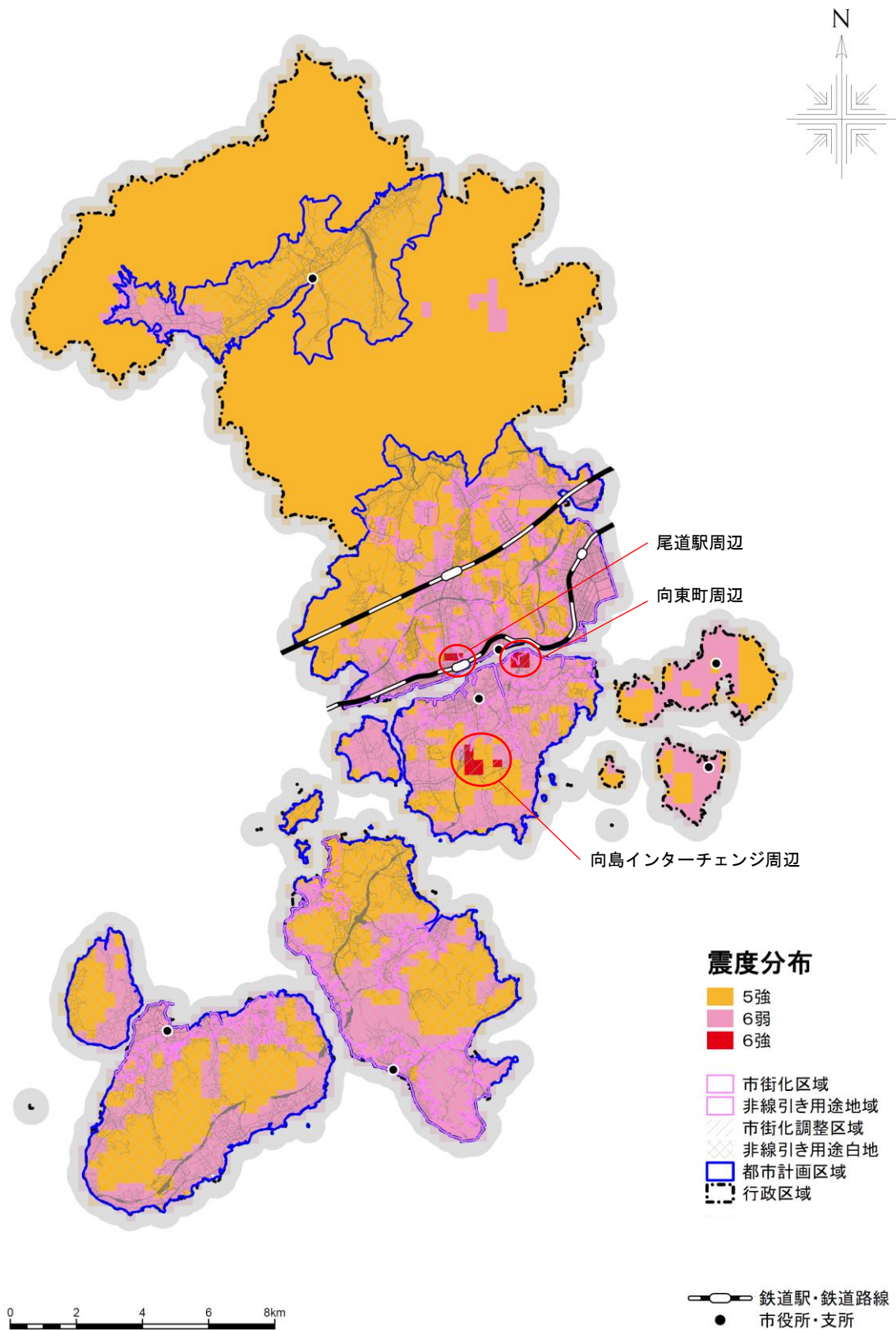


図 震度分布想定

資料：広島県地震被害想定調査報告書（令和7（2025）年10月）

2.2 市民意向調査

1. 調査目的

本計画の作成にあたり、市民の日常生活の実態や将来の意向を反映させるため、尾道市在住の18歳以上の市民を対象に市民意向調査を実施しました。

2. 配布数/回収数

配布数：3,000部

回収数：1,149部（回収率38.3%）

3. 配布方法/回収方法

配布：郵送配布

回収：郵送回収【970部】、WEB回収【179部】

■配布数、回収数及び回収率

	配布数	回答数	回収率	備考
尾道地域	1,670	647	38.7%	
御調地域	150	63	42.0%	
向島地域	500	185	37.0%	向東含む
因島地域	470	174	37.0%	
生口島地域	210	74	35.2%	原・洲江含む
尾道市	3,000	1,149	38.3%	一部未回答含む

4. 設問項目

1. 回答者の属性
2. 日常生活の移動環境
3. 日常生活に必要な機能等
4. 災害対策
5. 尾道市の将来像



5. 調査結果

1) 回答者の属性

回答者の50%以上は60歳以上で、子育て世代（20-49歳）は全体の26.2%となっています。居住地は人口割合と同様の傾向で、尾道地域中部や尾道地域東部、向島地域の回答が多くなっています。

世帯構成は核家族世帯（夫婦及び子または親と同居）が全体の71.9%を占めており、単身世帯は全体の14.5%です。

図 市民意向調査結果集計における地域区分

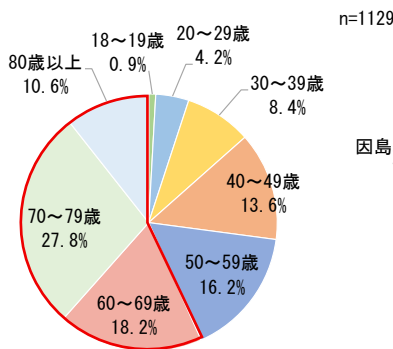


図 年齢構成

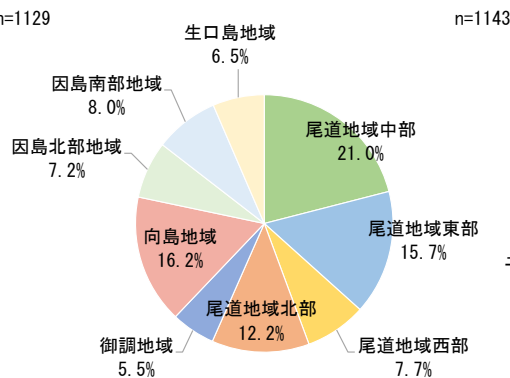


図 居住地

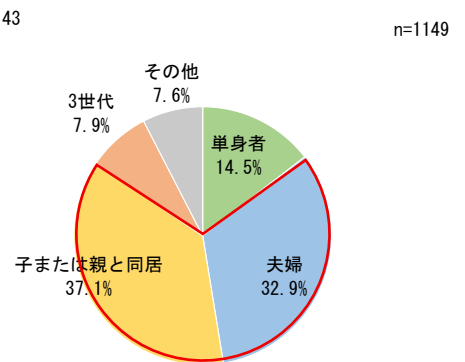


図 世帯構成

2) 日常生活の移動環境

自家用車の利用が最も多いが、最寄り品やかかりつけ医、コミュニティ施設等の利用は徒歩や自転車で利用している人が多くなっています。今後、さらなる高齢化により自家用車による移動が困難になる人が増加すると考えられるため、これらの徒歩で移動できる施設を維持していくことが重要です。

いずれの施設の利用についても、健康面や公共交通機関の廃止、その他の理由による移動に関する不安は多くあり、持続的な移動手段の確保に向けた取組が必要です。

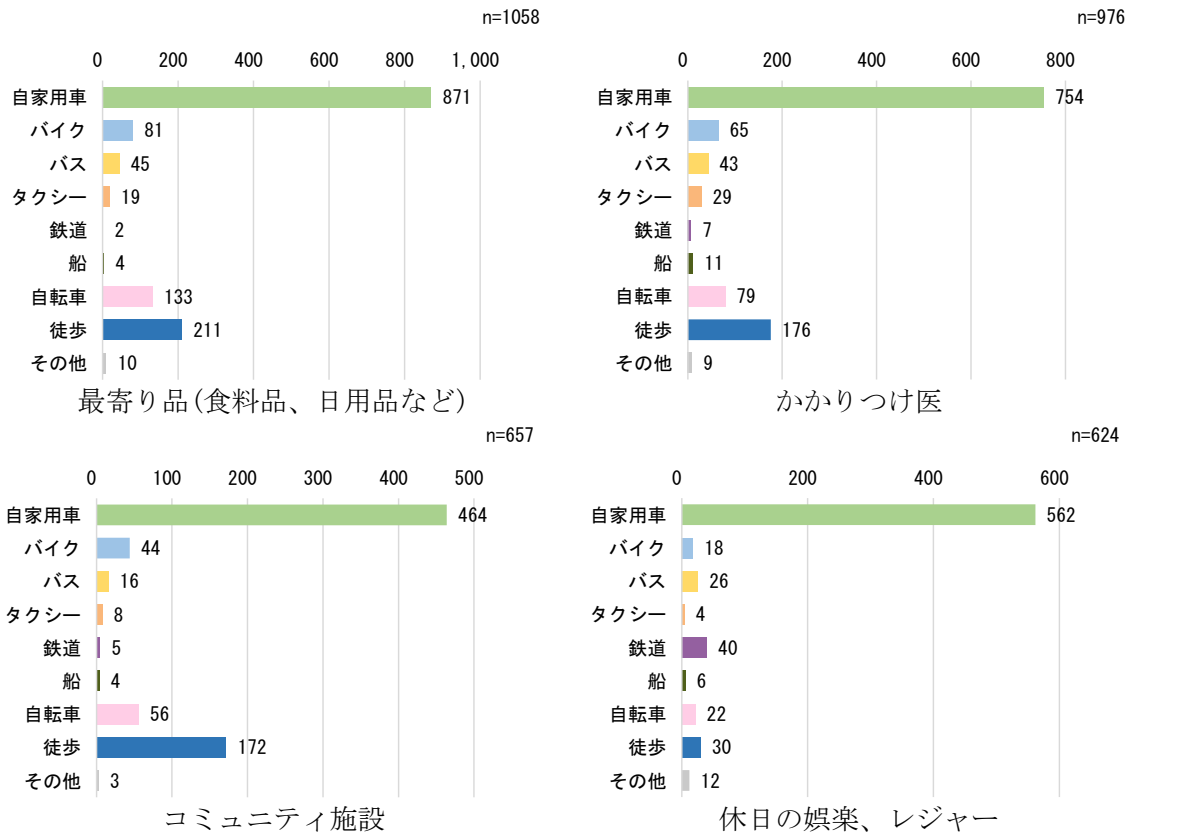


図 施設を利用する際の主な交通手段

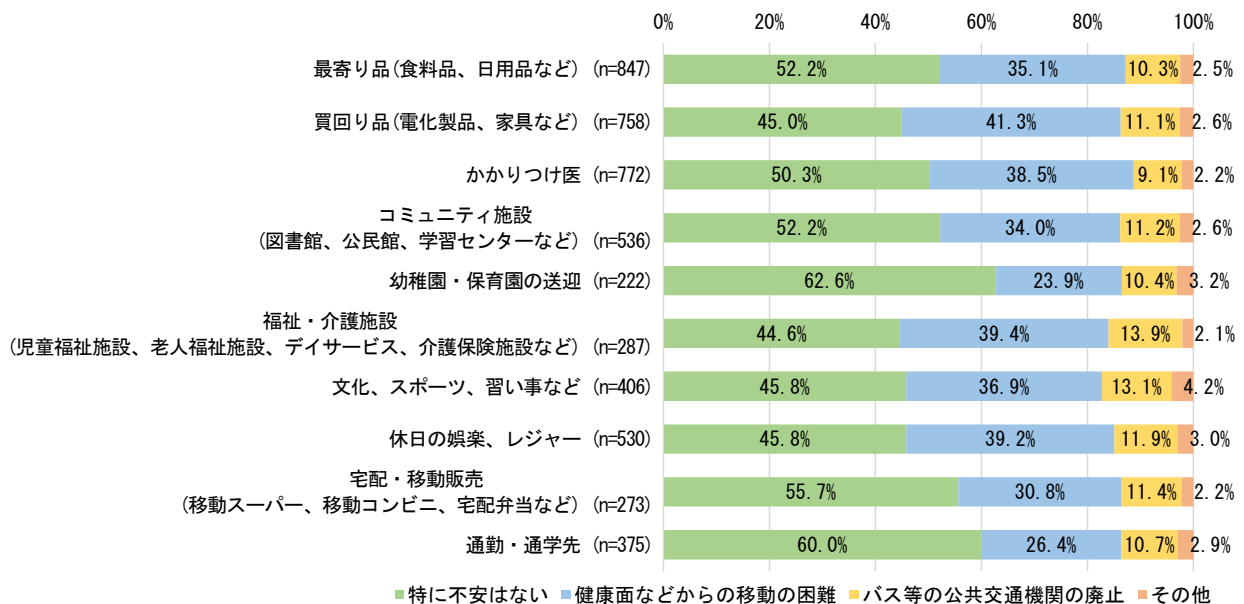


図 利用する施設に移動する場合の将来的な移動に関する不安

3) 日常生活に必要な機能等

自家用車を使わずに行けるところに立地してほしい施設として、日常的に利用するスーパーマーケットやかかりつけ医、金融機関が特に求められています。これらの施設を地域の拠点へ維持・誘導することで、人口減少・高齢化が進んだ将来においても生活の利便性を確保することができます。また、公園や図書館等の教育文化施設、介護・福祉施設等は、自家用車や公共交通等によるアクセス性を高めることで生活利便性の向上を図ることができます。

住んでいる地域の拠点周辺は、商業施設が充実したまち、高齢者の暮らしやすいまちとなることが求められています。地域の拠点として、商業施設や医療・福祉施設、公共公益施設等の日常生活に欠かせない施設の集積が必要です。

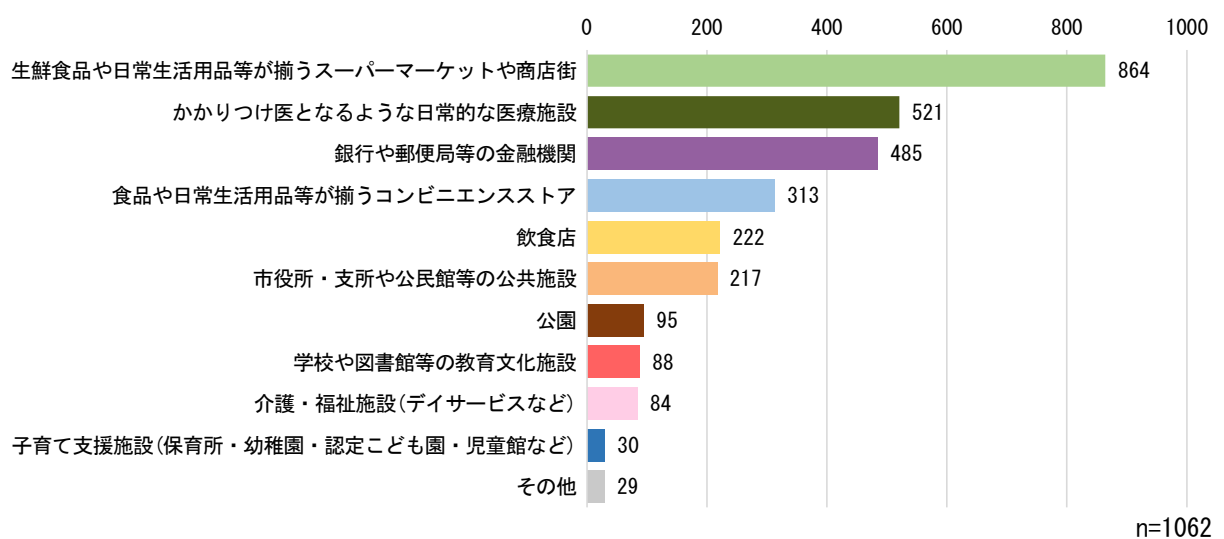


図 自家用車を使わずに（主に自転車、徒歩等で）行けるところに必要な施設

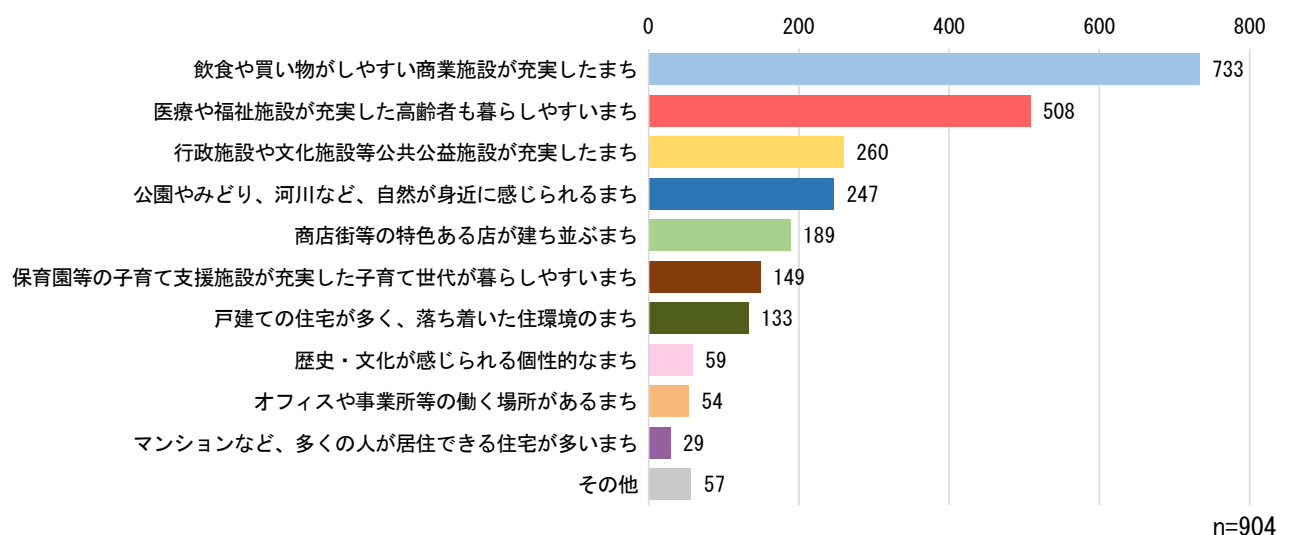


図 日常生活を支える場所（拠点）の望ましい将来像

4) 災害対策

災害に対して安全なまちづくりを進めるために、ライフラインの強化・充実が最も求められています。また、災害リスクの高い場所から安全な場所への住み替え意向を聞いたところ、住み替えないという回答が過半数となっています。加えて、災害リスクのある場所での安全に関する規制や制限については、安全に関する規制は必要という回答が半数以上となっています。

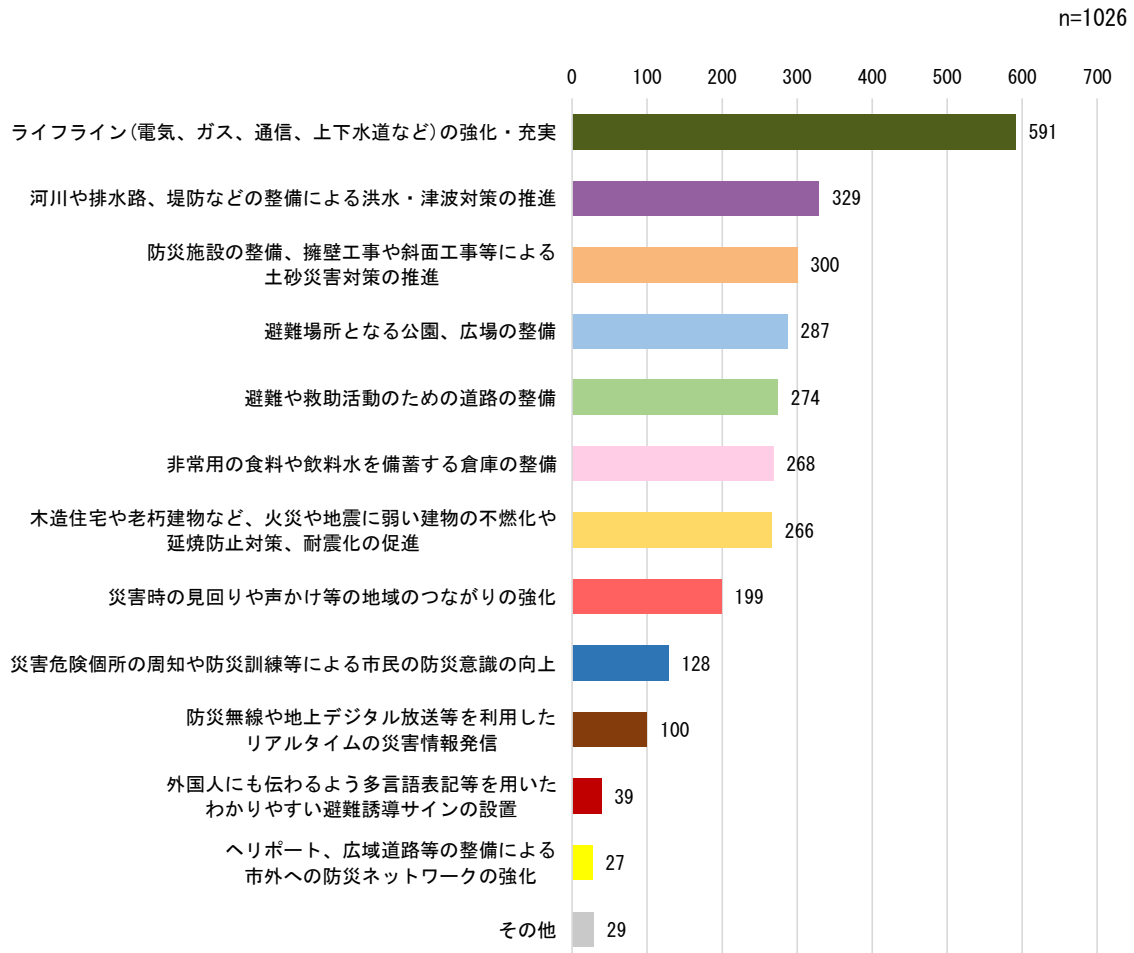


図 災害対策として特に優先的に取り組むべき事項

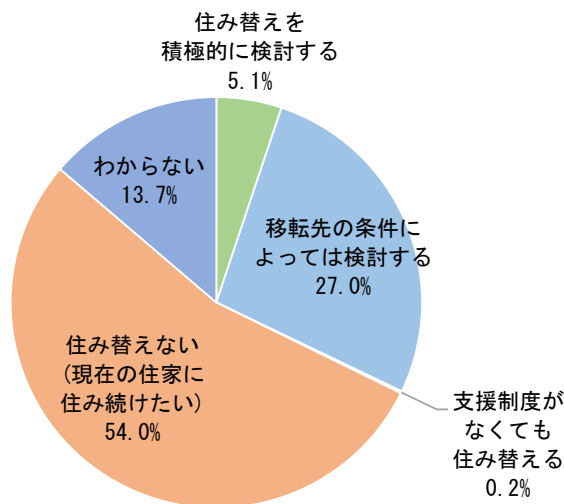


図 リスクの高い場所から安全な場所への住み替え意向

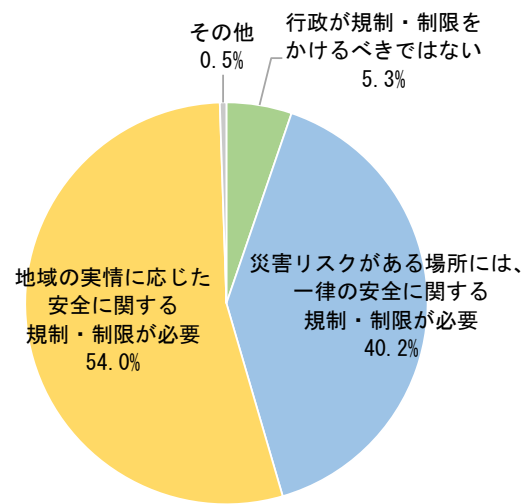


図 災害リスクのある場所での安全に関する規制や制限の考え

5) 尾道市の将来像

住まいの地域の将来望ましい姿や、将来像を実現するために取り組むべきこと、今後も守っていくべきことの結果から、若い人や子育て世代の住みやすさ、交通ネットワークの構築、空き家対策、道路整備、働く場の確保により、生活基盤を整え、居住を誘導し、利便性の高いまちづくりを進めることが重要であると言えます。

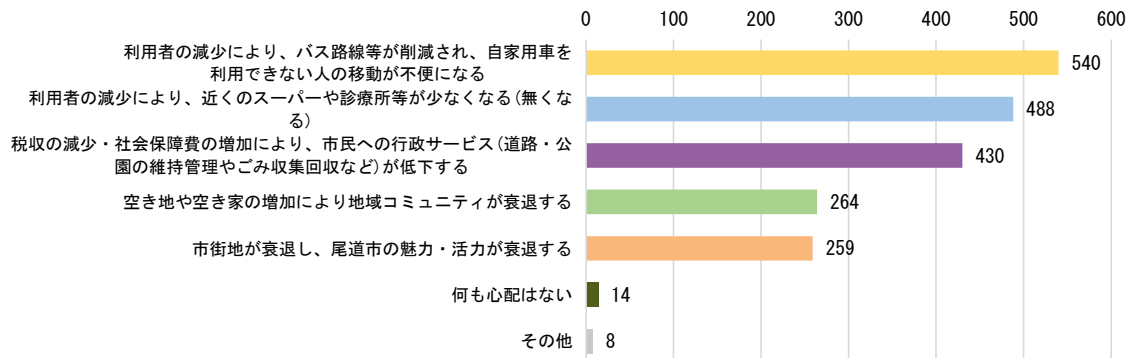


図 尾道市で将来心配な事

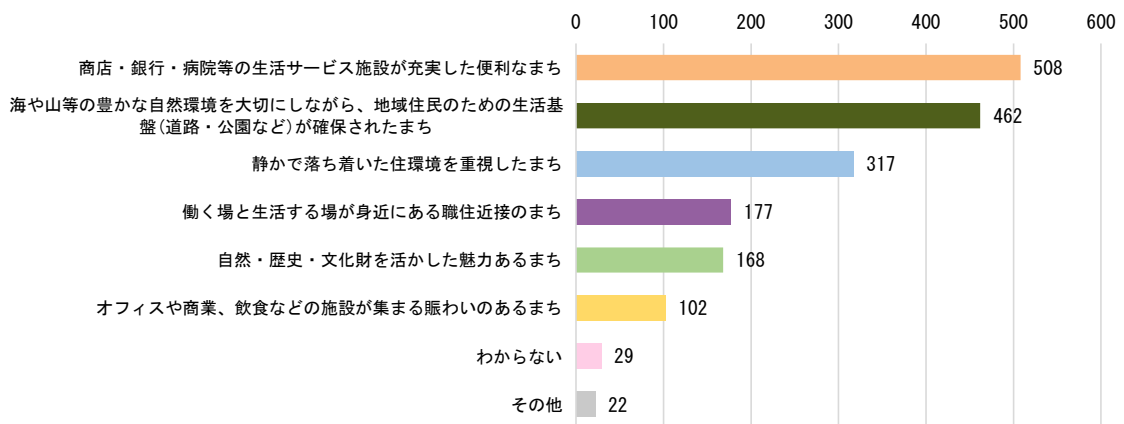


図 住まいの地域の将来望ましい姿

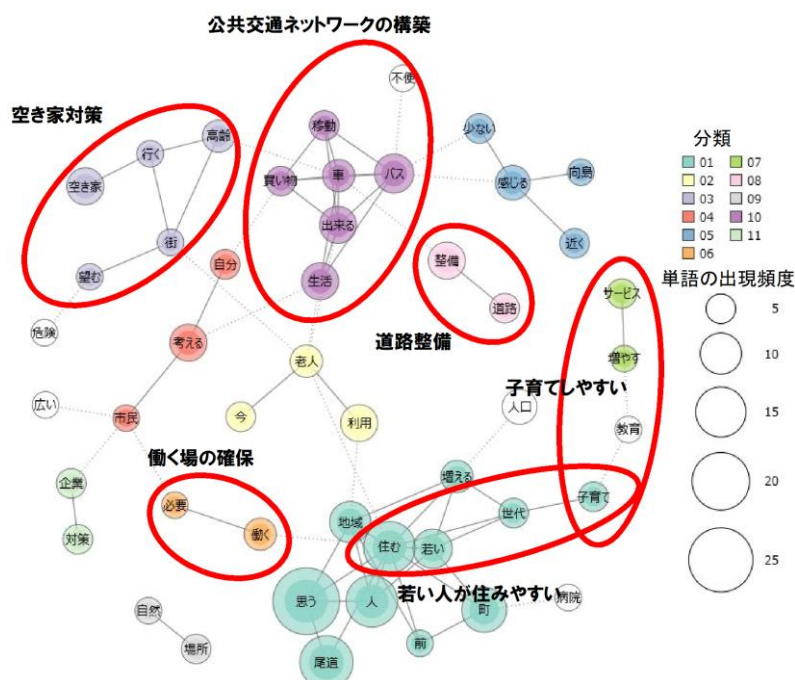


図 住まいの地域で取り組むべきことや今後も守っていくべきこと

2.3 まちづくりの課題

「2.1 本市の現状」と「2.2 市民意向調査」からみえる課題を分野別に整理しました。

分野	【本市の現状と市民意向調査からみえる課題】	<ul style="list-style-type: none"> ● : 本市の現状からみえる課題 ■ : 市民意向調査からみえる課題
人口	<ul style="list-style-type: none"> ●人口減少を和らげるため、将来を担う若年層の転出抑制や転入促進、移住定住の促進等の取組が必要です。 ●人口減少や少子高齢化に対応するため、都市機能の維持・充実や交通利便性の向上など、高齢者にとって暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。 ●都市の維持・活性化に向けて、既成市街地や各地域の拠点周辺の人口密度の維持・向上を進めていく必要があります。 ■住み慣れた地域で暮らすために、生活サービス施設周辺や公共交通沿線に居住を誘導し、施設等の維持・確保を行うことにより、利便性の高いまちづくりを進めることが必要です。 ■若い人や子育て世代の住みやすい地域づくりが求められています。 	
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ●低密度な市街地が拡散しており、人口減少が続かなかでは生活サービス施設が維持できなくなるおそれがあります。住み慣れた地域で生活利便性を維持するためには、居住や生活サービス施設の適正配置が必要です。 ●市街化の状況と将来を見据えた計画的な都市計画の区域区分や地域地区（用途地域等）の見直しが必要です。 ●市街化調整区域における無秩序な市街地拡散の抑制と地域特性を踏まえた宅地開発の誘導が必要です。 ●空き家が増え続けているため、適切な管理と利活用の促進が必要です。 	
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ●比較的高い公共交通の利便性を今後も維持するため、市民の移動ニーズを踏まえた地域間や地域内を結ぶ効率的・効果的な公共交通ネットワークを構築する必要があります。 ●住宅集積地については、尾道市地域公共交通計画と連携し、さらなる利便性の向上に取り組む必要があります。 ■徒歩や自転車、公共交通で安心して移動できる都市構造への転換や既存公共交通の維持・確保が必要です。 	
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ●徒歩圏人口カバー率から見ると、都市機能施設はある程度市全域をカバーしていると考えられますが、今後人口減少が進み、低密度な市街地が拡散すると都市機能施設を維持できなくなる懸念されます。居住や都市機能施設の適正配置により生活利便性を維持する必要があります。 ●尾道駅や東尾道駅周辺等においては、既存の都市機能施設の集積を生かし、適切な更新や新たな施設の誘導等による魅力と活力の維持・向上が必要です。 ■身近な地域へ日常的に利用するスーパーやかかりつけ医、金融機関等の立地が求められており、これらの施設を地域の拠点に維持・誘導する取組が必要です。 	
経済活動	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所数が減少し続けており、年間販売額も近年減少しているため、都市の活力の維持・向上に向けた取組が必要です。 ■尾道で住み続けるために、働く場が求められています。 	
財政	<ul style="list-style-type: none"> ●扶助費をはじめとした義務的経費や公共施設等の維持管理費用の増大など、財政状況が厳しくなる中で、持続可能な都市経営を図るため、公共サービスの効率化や公共施設等の効率的な配置を行う必要があります。 	
災害	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害・浸水対策のハード整備と避難誘導等のソフト対策の一体的な取組の推進が必要です。 ●災害リスクの低いエリア等への居住を促すなど、安全性を確保された居住環境への誘導が必要です。 ●本市の地理的特徴として平地が少なく、急傾斜地が多い地形等を踏まえ、災害発生の恐れのある区域では、避難場所や避難経路の確保など、地域防災力の強化が必要です。 ■災害リスクがある土地に居住する人も地域で安全・安心に暮らすために、土砂災害・浸水被害等に対するハード整備や避難誘導等のソフト対策が必要です。 ■災害の危険性が高い地域では、地域の実情を踏まえた建築や開発規制等の検討が必要です。 	

また、これら分野別で見えてきた課題から、まちづくりの課題を次のとおり整理しました。

